

# 平成25年三重県議会定例会

## 総務地域連携常任委員会 提出資料

### ◎所管事項

#### 1 三重県行財政改革取組について

- (1) 平成24年度「三重県行財政改革取組」の進捗状況について . . . . . 1
- (2) 三重県外郭団体等改革方針（案）について . . . . . 別冊
- (3) 地域機関等の見直し（防災・危機管理機能の強化）について . . . . . 9
- (4) 民間活力の導入に関する新たな指針の策定について . . . . . 12
- (5) 新たな財源確保対策について . . . . . 24
- (6) 県有財産の有効活用と長寿命化について . . . . . 28

#### 2 税外の未収金対策について . . . . . 32

#### 3 平成23年度包括外部監査結果に対する対応（総務部関係）について . . . . . 40

#### 4 平成24年度包括外部監査結果及び総務部の対応方針について . . . . . 42

#### 5 審議会等の審議状況について . . . . . 58

##### (1) 三重県公益認定等審議会

(別表) 平成24年度「三重県行財政改革取組」具体的取組 年度実績 ※平成25年2月27日全員協議会提出資料

(別冊1) 三重県外郭団体等改革方針（案） ※同上

(別冊2) 県庁舎等適正保全指針（案）

(別冊3) 三重県債権管理適正化指針（案）

(別冊4) 平成24年度包括外部監査の結果報告書（概要版）

平成25年3月19日

総 務 部

## ◎所管事項

### 1 三重県行財政改革取組について

#### (1) 平成 24 年度「三重県行財政改革取組」の進捗状況について

自立した地域経営を実現し、「みえ県民力ビジョン」の着実な推進につなげていくため、今年度から「三重県行財政改革取組」に掲げる 52 の具体的取組について、全庁を挙げて取り組んでいるところです。

本取組の進捗状況については半期ごと取りまとめ、県議会に報告するとともに、ホームページなどを通じて県民の皆さんへ公表することとしており、今年度の具体的取組にかかる年度実績を、別表のとおり取りまとめました。

なお、1 月末時点で取りまとめているため、2 月以降の実績は見込みとなっています。

#### 1 主な具体的取組の進捗状況

##### (1) 人づくりの改革

現場を重視し、県民の皆さんと共に「協創」の取組を進める、高い意欲と能力を持った人材を育てるため、職員の意欲および能力の向上、高度な専門性と「協創」のスキルの向上、危機管理力の向上を取組項目として、9 の具体的取組を推進しました。

##### ① 「三重県職員人づくり基本方針」の策定（別表 番号 1）

- ・「みえ県民力ビジョン」に掲げる「県民との『協創』」「現場重視」「職員力の向上」などの考え方などを踏まえて、求められる人材像や能力を明確にし、人材育成の手法や進め方を示す「三重県職員人づくり基本方針」を平成 24 年 12 月に策定しました。
- ・本方針の策定により、時代の変化に対応した新たな人づくりの基本方針と重点取組事項を示すことができました。
- ・平成 25 年度から、「仕事を通じた人材育成（OJT）」を最も重要な柱に位置づけ、人事、組織、職場環境、研修等の様々な分野において、関係部局等がそれぞれの役割を分担かつ連携しあうことで、組織全体で人材育成に取り組んでいきます。

##### ② 意欲の向上に向けた組織風土づくり（別表 番号 5）

- ・管理職員に対し部下職員の意欲を高めるコミュニケーションのとり方などのノウハウを修得できる研修を開催するとともに、職員一人ひとりが、仕事の中で役立ち、認められていると実感しながら、意欲的に行動する組織風土づくりを進めるため、新たな職員提案制度の構築や、新たな賞制度「MIE 職員力 アワード」への応募促進に取り組みました。

- ・各職場において職員の意欲を高めるための管理職員の能力向上を図る研修の実施により、管理職員の意識向上や、職員の意欲を高めるための行動の実践につなげました。
- ・新たな職員提案制度を実施し、72件の応募のうち56の提案を次年度事業の検討へ活かすことができ、職員の意欲向上につなげました。
- ・新たな賞制度「MIE 職員力 アワード」への所属の応募割合は、57.0%となり、前年度の41.4%から15.6ポイント増加し、意欲的に行動する組織風土を醸成することができました。
- ・今後も、職員一人ひとりが、仕事の中で役立ち、認められていると実感しながら、意欲的に行動する組織風土づくりを、職員の意見も取り入れながら取り組んでいきます。

### ③ 現場における危機対応力を備えた人材育成（別表 番号9）

- ・危機発生時における現場で指揮を執る管理者層の判断力、対応力の向上を図るとともに、現場が個別の危機に対して迅速かつ的確に対応できるよう、実践的な訓練、研修を実施しました。
- ・危機管理リーダー研修において、平成23年度の台風12号による災害など実例による実践的な演習を実施することにより、危機発生時における現場管理者層の判断力、対応力の向上を図るとともに、実際に各所属等が想定する危機発生に備え整備している個別の危機管理マニュアルに基づく訓練等の実施により、実践に即した危機対応力の向上が図れました。
- ・今後も現場における危機対応力向上のため、より実践的な研修・訓練等を継続して実施していきます。

## (2) 財政運営の改革

将来世代に負担を先送りしない、持続可能な財政基盤の確立に向け、徹底した事務事業の見直し、新たな財源確保対策、県債発行の抑制と予算編成プロセスの見直しなどを取組項目として、14の具体的取組を推進しました。

### ① 多様な財源確保策の導入（別表 番号16）

- ・ネーミングライツ導入施設や募集・選定方法等の基本的な考え方をまとめた「県有施設に対するネーミングライツの導入に関する基本方針」を策定しました。今後は、アンケート調査の結果や個々の施設の設置目的、施設利用者数、メディアへの露出状況等を勘案して導入施設、募集条件を決定し、可能なものから順次導入を進めていきます。

- ・ 公用車広告については、7社43台の広告掲載を決定し、実際に広告を掲載して走行（運行）を始めています（今年度の収入47万円）。今後は、広告を掲載した公用車の運行状況や広告掲載に対するニーズを見ながら、地域機関が所管する公用車への広告掲載の拡大について、引き続き検討していきます。
- ・ 県行造林へのオフセット・クレジットについて、平成24年11月にフォレストストック認定を取得しました。これにより、県行造林が吸収する温室効果ガスの吸収量が企業等に販売されることになり、その収入を県行造林の森林整備等に活用していきます。
- ・ 職員駐車場有料化について、他の自治体の現地調査等を行い駐車料金設定の考え方や駐車場管理及び整備等について課題整理を行いました。  
有料化にあたっては、本庁職員用駐車場の駐車スペース不足を解消することが必要であり、立体駐車場を整備した上で不要となる駐車場を売却することを前提に検討しましたが、直営方式、PFI方式のいずれも県の収支が長期間赤字運営となることから、本有料化で新たな財源を確保することは困難との結果となりました。

## ② 新たな税の検討（別表 番号17）

- ・ 森林づくりに関する税検討委員会の答申、県民の皆さんの意見、県議会でのこれまでの議論等を踏まえ、平成26年4月からの森林づくりのための新たな税の導入に向け、2月定例会で関係条例案を提出するに至りました。
- ・ 地区説明会やイベントでの周知等、様々な啓発活動に取り組んだ結果、森林づくりのための税の必要性等について、県民の皆さんに一定の理解は得られたと考えています。
- ・ 条例案においては、税の導入時期を平成26年4月としており、税による取組を推進するためには、県民の皆さんの理解や参画が重要であることから、引き続き、様々な機会を捉え、丁寧な説明に努めていきます。

## ③ 予算編成プロセスの見直し（別表 番号20）

- ・ 厳しい財政状況の中、限られた財源を的確に配分するため、知事と部局長との協議の場の設定や政策的経費について事業ごとの優先度付けを行うなど、より効果的・効率的な予算編成となるようプロセスを見直しました。
- ・ 県民ニーズや社会経済情勢、事業の評価結果等を総合的に勘案し、財源配分に反映させるため、施策や事業の評価について外部の意見を聴取するとともに、翌年度に注力する施策を重点化施策（仮称）として位置付け、予算要求上限額に一定の加算を行うこととしています。

#### ④ 未利用の県有財産の積極的な売却と有効活用（別表 番号 21）

- ・未利用の県有財産の売却にあたり、新たにインターネットオークションを活用するなど積極的に取り組むとともに、適正な財産管理と個別財産の利活用計画の策定や公用車広告など県有財産の有効活用に取り組みました。
- ・インターネットオークション等も活用しながら未利用県有財産を積極的に売却した結果、売却額は約1億6百万円となりました。今後も売却等、未利用県有財産の有効活用を進めていきます。
- ・県民ホール広告については、随時募集により空枠2枠の追加掲出を行い、全ての広告枠（5枠）で広告を掲出しました。年度末の更新時に公募を行い、掲載枠を充足するよう努めます。

#### ⑤ 民間活力を活用した施設整備・管理（別表 番号 22）

- ・施設整備および管理にかかるコストの平準化・縮減を図るため、施設の更新において、民間活力を活用した施設整備・管理手法を導入しました。
- ・老朽化した職員公舎の建替えにあたり、新たな運営手法としてPFI的手法を採用して設計から運営まで民間活力を活用した施設整備を実施し、供用を開始することにより、県直営での建設に比べ約1.9億円の削減効果に加え、満足度の高い施設の建設と職員の事務量を低減することができました。
- ・民間活力を活用した施設整備事業の実績と成果を検証し、庁内で情報共有を行うとともに、今後の施設整備にあたっては、PFI的手法導入の可能性を適宜検討していきます。

### （3） 仕組みの改革

時代の変化に対応し、県民の皆さんに成果をより届けることができるよう、政策を推進するための仕組みの見直し、県組織の見直し、外郭団体等の見直し、広聴広報の充実などを取組項目として、29の具体的取組を推進しました。

#### ① 政策を推進するための新たな仕組みの構築（別表 番号 24）

- ・県の政策を推進するにあたり、評価の結果を踏まえ、どのように変革・改善するのかを明確にするため、これまでのPDSサイクル（戦略策定・戦略展開・評価）をPDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）に見直し、新たに「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」を構築しました。
- ・本サイクルの構築により、評価（Check）、改善（Act）を確実に計画（Plan）につなげるマネジメントサイクルの体制が整いました。

- ・今後も、時代の変化に対応し、また県民の皆さんに成果をとどけることができるよう、各部局と連携して効果的なマネジメントサイクルの運用となるよう引き続き取り組んでいきます。

## ② 条例の一斉点検・見直し（別表 番号 26）

- ・制定から相当の年数を経過した条例の中には、制定後の社会情勢の変化に対応できていないもの等があると考えられることから、対象条例 326 本について、必要性、適法性、有効性、効率性、公平性等の視点から点検・見直しを行い、結果を公表するとともに、条例改正・廃止を行う必要がある条例については、改正・廃止を行い、県条例の適時性を確保しました。
- ・県条例の適時性については不断の見直しが必要であり、今後も条例が適切なものであり続けるよう適宜必要な取組を行っていきます。

## ③ 危機管理の見直し（別表 番号 27）

- ・危機に関する情報の一元的な集約や、各部門が一体となって危機への対応が十分できるよう、危機管理に関して全庁を統括する職として危機管理統括監を設置しました。また、未然防止策の検討が迅速に行われるよう「危機管理リアルタイムメール」を活用するとともに、危機が発生した際の検証について、新たな検証シートを導入しました。
- ・危機管理情報の共有体制を整備したことにより、危機管理統括監に一元的に情報が集約されるようになりました。今後も必要な情報がより迅速に集約されるよう運用方法を引き続き検討するとともに、重大な危機発生時等における危機管理統括監の指揮・命令権を確保していきます。
- ・「危機管理リアルタイムメール」により他所の危機事例を全庁に情報共有することで、課長等が実施する危機管理意識向上研修においても、同危機事例が活用されました。今後も危機発生の未然防止の実効性を高めるため、事例に関係する部署の見解や本県の対応状況等の補足等を積極的に行っていきます。
- ・新たな検証シートの運用を開始したことで、所属において発生した危機への検証が行われ、危機の再発防止策や的確な危機対応への備えを講じることができました。今後も引き続き、危機管理意識向上研修の中で検証シートを活用した取組を進めていきます。

#### ④ 地域機関の見直し（別表 番号 29）

- ・限られた行政経営資源のなかで、県民サービスの視点や地域の特性を踏まえ、県組織全体として、現場重視で「みえ県民力ビジョン」の施策を的確に推進していくことをめざして、次の考え方により、地域機関を見直しました。
  - ア. 現場重視で地域の課題を施策に反映できる組織体制
  - イ. 県民の安全・安心確保をめざした重点的な体制整備
  - ウ. 地域の特性に応じた機能整備
  - エ. 県民から見て分かりやすく専門性を発揮できる効率的・効果的な業務執行体制
- ・平成 24 年 4 月に実施した本庁部局再編と合わせて、「みえ県民力ビジョン」を着実に推進できる組織体制が整いました。今後は、新たな組織体制における業務運営の状況を確認しながら、適切な組織運営を図っていきます。

#### ⑤ 団体のあり方改革（別表 番号 31）

- ・「三重県外郭団体改革方針」策定後、およそ 10 年が経過するなかで、社会経済情勢の変化も踏まえ、あらためて団体の目的や事業内容について精査を行い、「三重県外郭団体等改革方針」として個別団体の見直し内容を確定し、公表しました。
- ・個別団体の見直し方針に基づき、各団体について必要な改革を実施します。また、団体経営評価などを活用し、今後、新たに生じた課題などについても、適切な助言・指導を実施することで、団体運営が簡素で効率的なものとなるよう、団体所管部局と連携して、引き続き取組を進めていきます。

#### ⑥ 団体への県関与の見直し（別表 番号 32）

- ・各団体の目的や事業内容も考慮のうえ、県の団体への関与のあり方についての基本的な方針や個別団体への県関与のあり方についての見直し内容を「三重県外郭団体等改革方針」として確定・公表しました。
- ・個別団体への県関与のあり方について、見直し内容に基づき、必要な見直しを実施するとともに、団体への県の関与については、自主自立を基本としつつ、基本的な方針や「県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例」などに基づき、必要な指導・助言等を実施していきます。

#### ⑦ 効率的な情報システム導入手法の採用（別表 番号 38）

- ・機器調達費用や保守費用の削減、調達事務の軽減、セキュリティ対策の向上等に資する共通機能基盤（中小システム統合サーバ、リモート保守、職員アカウント集中管理システム）の利用促進を図りました。

- ・ 共通機能基盤の利用について、今年度新たに5システムを収容しました。今後も引き続きシステム担当者研修会や全庁的な調査などを通じて、共通機能基盤の利用促進に取り組み、情報システムの効率化を進めます。

#### ⑧ 県政のわかりやすい情報発信（別表 番号 45）

- ・ 県の施策や事業をよりタイムリーに、より分かりやすく提供するため、各部局が所管する映像コンテンツの整理を行うとともに、政策会議や当初予算における知事と部局長との協議の場等を動画配信するなどインターネット放送局を拡充しました。
- ・ これまで公開されていなかった政策会議や知事査定などの会議の様態をリアルタイムに、映像で分かりやすく見ることができるようになり、政策形成過程の公開など県政の透明性も向上しました。
- ・ 今後も、古くなった情報の整理や新しい情報をいち早く提供するなど、県政のわかりやすい情報発信を進めていきます。

#### ⑨ 事業者データの適切な管理（別表 番号 50）

- ・ 契約の相手方としてふさわしい事業者を選定するため、物件関係の契約について、「電子調達システム登録事業者」と新たに制度の運用を開始した「共通債権者（物件契約）登録事業者」を対象に発注することとし、これらの事業者データを適切に把握・管理しました。
- ・ 随意契約の相手方についても、新たに共通債権者（物件契約）の登録制度を導入・運用することによって契約の相手方となる対象を把握し、警察本部への暴力団排除にかかる照会をすることが可能になりました。
- ・ 1月末現在での登録事業者総数は 8,355 者で、今後も登録の制度を継続し、適切な事業者データの把握・管理に努めていきます。

#### ⑩ 地域の安全・安心に向けた建設業の育成・支援（別表 番号 52）

- ・ 道路啓開マップの作成、建設業者も参加した合同防災訓練の実施などの災害等緊急対応への取組強化、複数年契約や複数工種の包括契約など地域維持型契約方式の導入による維持管理体制の充実、企業の経営力強化に対する支援など「三重県建設産業活性化プラン」に基づく取組を進め、地域の安全・安心の確保を推進しました。
- ・ 引き続き「三重県建設産業活性化プラン」に基づく取組について進捗を図り、技術力を持ち地域に貢献できる建設業の育成をめざします。



## 2 達成割合と今後の進行管理

「みえ県民カビジョン・行動計画」における「行政運営の取組」の県民指標である「行政改革取組の達成割合」について、52の具体的取組のうち、42%（22取組）を今年度の目標値としていますが、計画どおり22取組が達成（別表の「取組達成度」が「達成」のもの）する見込みとなっています。

今後の進行管理については、達成度が「継続」の30取組においては、引き続き「ロードマップ（工程表）」に基づき、適切な進行管理を行うとともに、年次計画を策定し着実な推進を図ります。また、「達成」見込みの22取組においては、次年度以降も定期的の実績等を確認しながら、取組に係る成果の維持・向上に努めます。

### (3) 地域機関等の見直し（防災・危機管理機能の強化）について

#### 1 組織改正の概要

地域での防災・危機管理機能の強化を図るため、次のとおり、組織改正を行います。

##### (1) 地域防災総合事務所及び地域活性化局の設置

県内6箇所（桑名、四日市、鈴鹿、津、松阪、伊賀）に設置する「地域防災総合事務所」及び3箇所（南勢志摩、紀北、紀南）に設置する「地域活性化局」については、非常時には地域での自立的な緊急対応が可能となることをめざし、通常時から、危機管理、市町等との連携、県行政の調整などの地域での横断的機能を持つ事務所として位置付けます。

##### (2) 危機管理地域統括監の設置

危機発生時等に、所及び局の横断的機能が実効性あるものとなるよう、各地域に「危機管理地域統括監」を設置し、危機の規模、内容等に応じて、所管区域内の事務所の統括や調整、支援又は情報収集等の対応を適切に図ります。なお、危機管理地域統括監を地域防災総合事務所長及び地域活性化局長が兼務することにより、各地域での防災・危機管理機能を総合的に発揮することをめざします。

なお、危機管理地域統括監の事務分掌として、権限、役割等を包括的に担保するために、三重県行政組織規則において、次の内容を規定する予定です。

- ・ 危機管理に関する関係地域機関の統括。
- ・ 危機が生じた場合又は生じるおそれがある場合における緊急的対応に関する関係職員の指揮監督。

#### 2 危機管理地域統括監の役割

危機管理地域統括監が、所長（局長）としての役割も含め、次のような役割を果たすことにより、地域での防災・危機管理機能が的確に機能することをめざしています。

##### (1) 平常時

###### ① 危機発生の未然防止

平常時から常にアンテナを高く張り、幅広い視野で危機事象や災害予兆事象等を察知し、関係事務所に共有するとともに、必要な助言を行うなど、地域機関を統括します。

###### ② 危機（災害）発生への備え

- ・ 危機（災害）発生時の対応力向上のため、防災訓練の充実や専門力向上のための研修を実施します。

- ・ 危機（災害）発生時に円滑な対応ができるよう、所管区域内における地域機関会議等を通じて、地域機関相互の関係緊密化を図ります。
- ・ 危機（災害）発生時に、市町や関係機関と連携して迅速な対応が行えるよう、日頃から各機関との人的ネットワークの強化を図ります。

## (2) 危機（災害）対策本部設置時の役割（地方災害対策部組織図（案）参照）

- ・ 地域において発生した被害の情報や、地方（災害）対策部内の各事務所等が行う対応について一元的に把握するとともに、関係事務所等の対応を総合調整し、地方（災害）対策部全体の統括を行います。
- ・ 危機（災害）発生時固有の、例えば被災市町への職員の派遣等、複数の事務所の職員により対応を行う必要がある業務については、地方（災害）対策部長が当該職員を指揮監督するものとします。一方、危機（災害）発生時には指揮命令系統が輻輳することによる混乱を避ける必要があることから、専門性の高い通常部局の縦ラインで処理される業務については、本庁（部局）の指示に基づき部局の縦ラインで対応すべきものとします。

## 3 保健福祉事務所の廃止

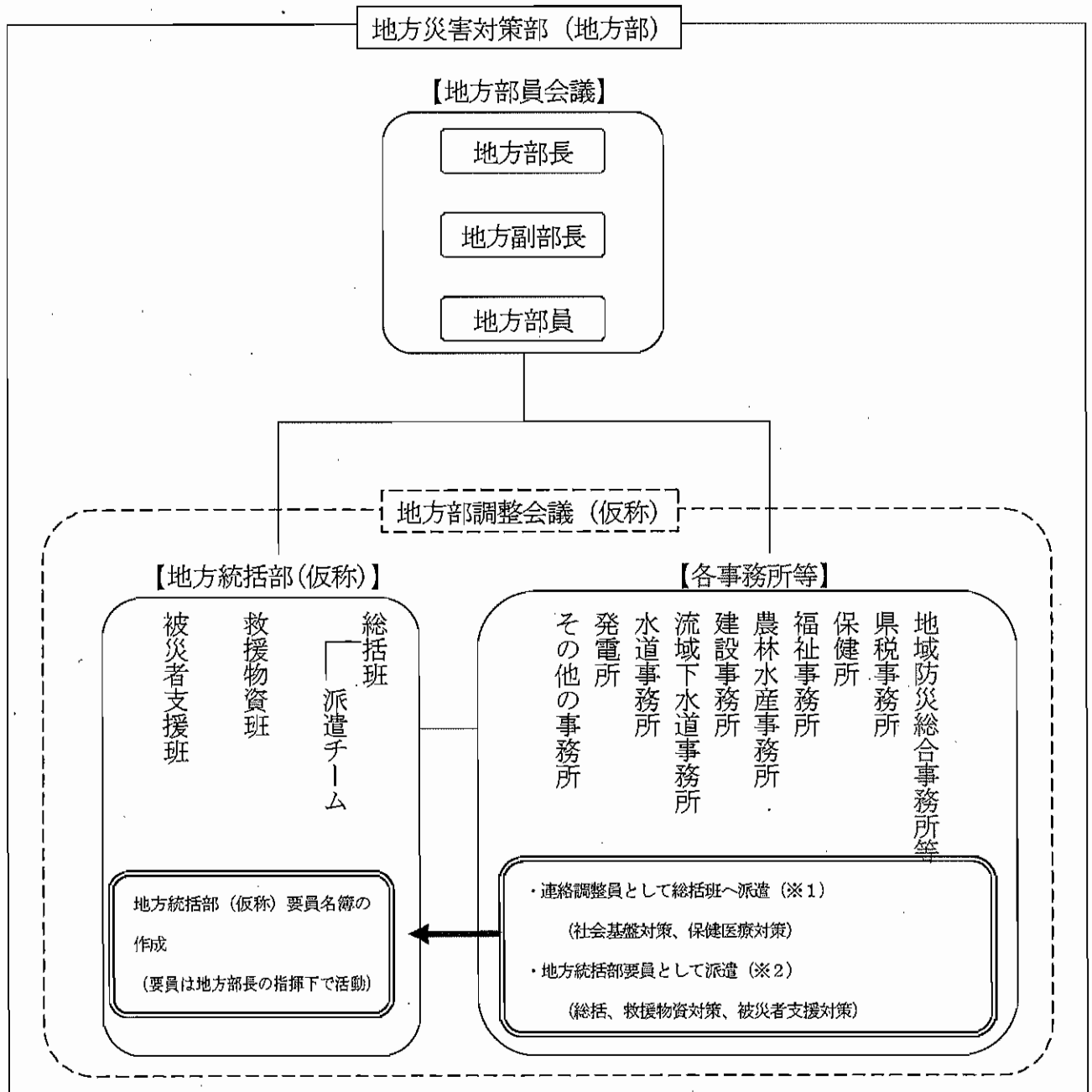
今回の組織改正において、保健福祉事務所を廃止し、保健所と福祉事務所に分離しますが、地方部において保健福祉事務所が担っていた業務は、引き続き保健所と福祉事務所が実施することとしています。

多気福祉事務所と度会福祉事務所を統合し、伊勢庁舎に多気度会福祉事務所を設置しますが、同福祉事務所が所管することとなる松阪地域につきましては、現在、松阪地方災害対策部において松阪保健福祉事務所が所管している次の業務について、今後は、松阪保健所が対応します。

- ・ 災害救助法の適用及び運用に関すること
- ・ 被災者に対する災害援護金・弔慰金に関すること
- ・ 災害救援物資の調達、配分及び輸送に関すること
- ・ 医薬品、衛生材料及び防疫薬品等の供給に関すること
- ・ 食品衛生及び昆虫の駆除に関すること など

なお、これらの業務のうち、福祉事務所との連携が必要な業務については、多気度会福祉事務所と連携をとったうえで、松阪保健所が対応します。

【参考】地方災害対策部組織図（案）



※ 1 平時関連業務（社会基盤対策、保健医療対策）を行う事務所から、総括班へ連絡調整員を派遣します。

※ 2 平時業務と関連する災害対応の無い所属から、地方統括部の業務（総括、救援物資対策、被災者支援対策等）を実施する職員を派遣します。

## (4) 民間活力の導入に関する新たな指針の策定について

### 1 趣旨

#### (1) 現状

本県では、県民へのサービスの質の向上を図るとともに、業務の効率化や経費の削減を図るため「外部委託に係るガイドライン」を策定し、民間活力の導入を進めてきました。

民間活力の導入手法については、かつての行政が直営ですべての業務を実施してきた直営方式から、民間事業者等の優れた技術やノウハウを活用する方式へと変化が進むなかで、PFIや指定管理者制度など多様な手法が個別の法律等に基づき、制度化されている状況にあります。

#### (2) 課題

民間活力の導入手法が多様化する中で、直営も含め、適切な手法を選択し、公共サービスを提供していくことが必要です。

また、民間活力を導入済みの場合においても、サービスの提供が的確になされているか、検証し、見直しを図ることが必要です。

### 2 民間活力の導入に関する基本的な考え方

民間活力の導入手法が、個別の法令等により制度化され多様化する中で、公共サービスの提供について、民間の持つ豊富な知識や経験等を活用し、より質の高いサービスとして提供することが必要です。

また、民間活力の導入により、質の高いサービスの提供とともに、行政運営の効率化やコストの適正化を図ることが必要です。

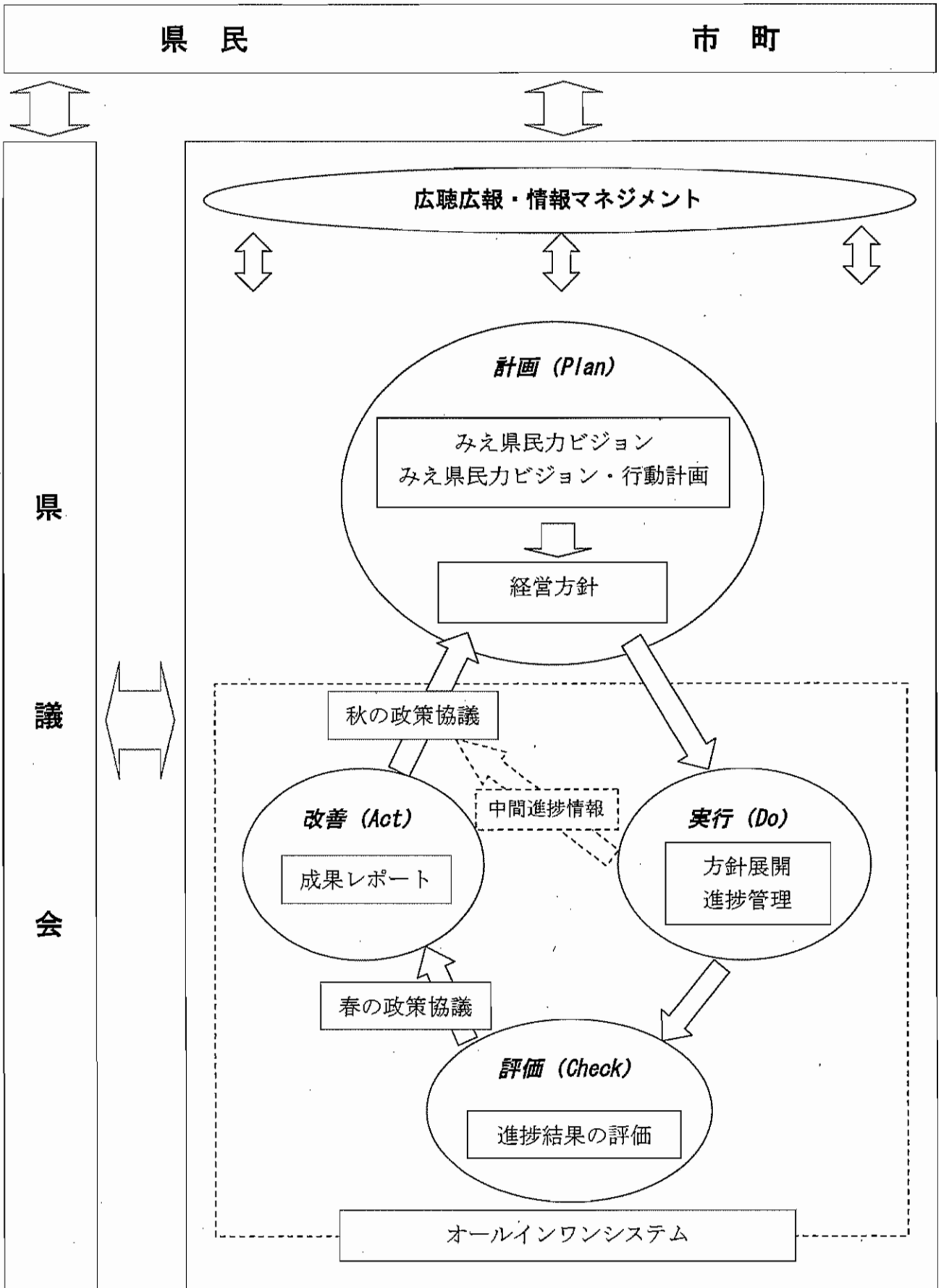
### 3 「民間活力の導入に関する新たな指針」の策定方針

民間の持つ豊富な知識や経験等を活用し、県が実施する事務事業の内容に応じた適切な手法により、質の高い公共サービスの提供と、行政運営の簡素・効率化等を図るため、以下の方針により、民間活力の導入に関する新たな指針を策定することとします。

(1) 民間活力の導入を検討すべきと判断した事務事業について、その内容に応じた適切な手法による公共サービスが提供できるよう、手法選択のための基準と手順を明確化する。

(2) 県が実施する事務事業について、その運用が的確になされているかを確認するため、「みえ成果向上サイクル」の主要なツールである「オールインワンシステム」における一つの判断ツールとして活用する。

みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）のイメージ図



## 民間活力の導入に関するガイドライン（案）

### 1 趣旨

#### (1) 現状

本県では、外部委託に関する方針として「外部委託に係るガイドライン」を策定し、その後もガイドラインの見直しを行いながら、事務事業の外部委託化を進め、民間活力の導入を図ってきました。

民間活力の導入手法については、外部委託以外にもPFIや、指定管理者制度など、民間事業者等の優れた技術やノウハウを活用する方式に多様化が進み、直営との比較も含め、民間活力の導入手法を的確に選択することが必要となっています。

また、厳しい財政状況が続くなか、簡素で効率的な行政運営が求められており、県民のニーズに応じた質の高い公共サービスを提供するためには、民間の持つ豊富な知識や経験の活用が必要となります。

#### (2) ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」を的確に運用するための主要なツールである「オールインワンシステム」において、事務事業の評価、改善等を行うための一つの判断基準として策定します。

#### ○ みえ成果向上サイクルにおけるガイドラインの位置づけ

※事業マネジメントシート（事務事業）に、民間活力の活用に関する判断のチェック欄を設け活用

オールインワンシステムマネジメントシート(事務事業)		判断基準
総合判断	見直しの視点、見直しの方向	<p>「事務事業見直しの視点」、「事務事業見直しの判断基準」に基づき、事務事業を検証</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○事務事業見直しの視点 事業目的の妥当性、県関与の必要性、手段の有効性 手段の効率性(事務事業展開のコスト)、緊急性</li> <li>○事務事業見直しの判断基準 事業の廃止、事業の見直し、事業の縮小、事業の統合化、終期の設定、見直しの必要がないもの、拡充</li> </ul>
	民間活力の活用	<p>県が直接実施すべき事務事業を除き、民間活力の導入が可能か検証</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○県が直接実施すべき事務事業 法令等の規定、許認可等県が直接公権力を行使、政策立案や総合調整などの判断、公正性・公平性・緊急性</li> <li>○民間活力の導入手法 地方独立行政法人、指定管理者制度、PFI等、外部委託等</li> </ul>

事務事業の見直しの視点  
事務事業見直しの判断基準

➡

事務事業の実施  
検討  
(廃止、拡充含む)

本ガイドライン

➡

民間活力導入の  
可否及び手法の  
検討

## 2 民間活力の導入に関する基本的な考え方

民間活力の導入にあたっては、以下の視点により検討を行い、順次、その導入を図ることとします。

- サービスの質の向上（適切なサービスの選択と迅速なサービスの実行）  
民間事業者等の優れた技術、知識、経験、資金等、民間活力を効果的に活用し、県民のニーズに応じた適切なサービスを迅速に実施することにより、公共サービスの質の向上を図ること。
- 行政運営の効率化（業務の効率化とコストの適正化）  
民間活力の導入により、業務執行体制の簡素・効率化を図るとともに、ライフサイクルコスト最適化の観点も踏まえ、経費の削減が図られること。

## 3 民間活力の導入検討

### (1) 対象事務事業

県が関与すべき事務事業のうち、県が直接実施すべき次のものを除き、県が実施する全ての事務事業を検討の対象とします。

- ① 法令等の規定により、県が直接実施することとされているもの
- ② 許認可等、県が直接公権力の行使を行うもの
- ③ 政策立案や総合調整など、県自ら判断する必要があるもの
- ④ 上記の他、公正性・公平性・緊急性などの観点から県が直接実施すべきもの

### (2) オールインワンシステムによる検討

オールインワンシステムを運用する中で、民間活力導入の可否、導入手法の検討及び検証を行うこととします。

なお、新規の事務事業や公共施設の整備（新設、改修等）等を検討する場合は、事務事業の企画段階から、民間活力の導入について検討を行うこととします。

### (3) 導入手法の検討

民間活力の導入については、以下の手法から、事務事業内容に応じた適切な手法を選択し、導入の検討を行います。

## ○ 民間活力の導入手法一覧

	導入手法	対象業務	根拠法令	詳細マニュアル等
1	地方独立行政法人	地方独立行政法人法に規定された業務	地方独立行政法人法	
2	指定管理者制度	公の施設の管理運営業務	地方自治法	指定管理者制度に関する取扱要綱
3	PFI等	PFI	PFI法に基づく公共施設等の整備一体発注業務	PFI法
		PFI的手法	PFIの事業方式を活用した、公共施設等の整備一体発注業務	地方自治法
4	外部委託等	個々の業務、一体の業務	委託	地方自治法
			人材派遣	(公共サービス改革法) 労働者派遣法



#### 4 民間活力の導入に係る留意点

民間活力の導入にあたっては、以下の点に留意のうえ、計画的に推進することとします。

##### (1) コスト比較

県が直接実施する場合と民間活力を導入する場合とのコスト比較について、サービスの質の向上を図る観点に留意したうえで、事業期間全体におけるライフサイクルコストの最適化の視点も踏まえ、人件費相当額を含めた費用で比較検討を行い、事業総体としての効率性が拡大するか否かについて検討するものとします。

① 直接実施する場合のコスト算出計算例：「事業費＋人件費相当額※」

② 民間活力を導入化する場合のコスト算出計算例：「委託料＋委託の執行に要する経費（事業費＋人件費相当額）」

※人件費相当額は、給与、雇用主負担（共済費等）、退職手当相当額などの総計。

##### (2) 業務遂行能力のある民間事業者等の把握

民間活力を導入するにあたっては、相手方となり得る民間事業者、地域の団体、NPO等の活動状況、法令遵守の状況、業務遂行能力等について把握するとともに、どのような相手方が望ましいかの観点から、新たな団体等の発掘に努めるものとします。

##### (3) 競争性の確保

民間事業者等の選定については、合理的な理由がなく、相手先の長期固定化、業務の独占などが生じないように、競争性をもった選定手続きをとるものとします。

また、相手先を特定している業務については、可能な限り業務内容等の見直しを行ったうえで、競争性のある方法により選定を行うとともに、引き続き、特定の者と契約等をする場合にあっては、その理由を明確にしておくなど競争性を確保しておくものとします。

##### (4) 効率的、効果的な選定手法の活用

効率化と併せ、サービスの質の向上を図る観点から、民間事業者等の創意工夫のある提案を求める企画提案コンペ方式、価格以外の要素も含めて契約先等を決定する総合評価方式による発注手法も積極的に活用するものとします。

##### (5) サービスの質の確保

民間活力を導入する事務事業内容によっては、発注段階にサービスの具体的水準を定め、サービス内容が適正に確保されるよう性能発注を行い、サービスレベルに関する協定を締結するなど、サービスの質の確保に努めるものとします。

##### (6) 責任の所在の明確化

あらかじめ県と民間事業者等との責任の範囲を明確にしておくとともに、定期的実施状況等の確認を行い、問題のある場合は、契約の解除や損害賠償請求を行うこととするなど、契約条項においてサービスの精度、確実性、信憑性を担保するとともに、責任の所在を明確にするものとします。

##### (7) 機密性の保持

個人情報の保護、機密性の保持等が必要な場合は、あらかじめ契約条項に業務上知り得た情報の漏えい防止などを明記するとともに、受託者にも個人情報の保護などの重要性を認識させ、管理に関する責任の所在を明確にしておくものとします。

(8) 情報の提供

民間活力等の導入状況について、透明性、公明性を確保するため、必要に応じ、その選定過程から実施状況、監視・検証といった各段階における情報をホームページ等により公開するとともに、民間活力の導入結果等、具体的な成果についても広く県民等へ情報提供するものとします。

(9) モニタリング及び検証

民間活力の導入によりサービスの水準や事務事業の効率性が低下しないよう、民間事業者等の実施状況について、現地における調査や利用者アンケートなどの方法により継続的に管理監督を行うモニタリング体制を整備することとします。

また、モニタリングにより把握した事務事業の実施状況については、単に履行確認にとどまることなく、民間活力の導入によるサービスの向上や経費の削減などについて把握するとともに、第三者による意見を反映するなど、その課題についても検証を行い、適切な検証が行われる体制づくりに努めるものとします。

5 民間活力の導入手法

(1) 地方独立行政法人

地域において確実に実施されることが必要な事務事業であって、必ずしも地方公共団体自らが主体となって直接に実施する必要のないもののうち、企業等に委ねた場合には確実な実施が確保されないおそれのあるものを効果的・効率的に行わせることを目的として地方公共団体が設立する法人のこと。

《検討対象事務事業》

地方独立行政法人法に限定列挙された事務事業について、地方独立行政法人制度の目的を踏まえ、効果的・効率的な事務事業の実施が図られる場合は、制度の導入を検討することとします。

(検討事項等)

➤ 導入を検討する業務の範囲（※地方独立行政法人法において限定的に規定）

対 象 業 務
試験研究
大学又は高等専門学校を設置及び運営
公営企業（水道、工業用水道、軌道、自動車運送、鉄道、電気、ガス、病院）
社会福祉事業
公共的な施設で政令で定めるものの設置及び管理 ・介護保険法第8条第27項に規定する介護老人施設 ・会議場施設、展示施設又は見本市場施設であって総務省令で定める規模以上のもの

➤ 地方独立行政法人制度の目的を踏まえ、法人化により人事管理の柔軟な運用や財務管理の弾力運用を通じ、県が直接実施するよりも効果的、効率的に事務事業の実施が図られるものについて導入を検討。

## (2) 指定管理者制度

公の施設の管理運営について、民間の能力を活用し、サービスの向上や経費の節減を図るため、法人その他の団体であって県が指定する民間企業等にその施設の管理運営を委任すること。

### 《検討対象事務事業》

法律により、県が直接管理を行うこととされている施設以外の公の施設の管理運営業務について、サービスの質の向上や経費の削減が図られる場合は、制度の導入を検討することとします。

#### (検討事項等)

- 施設の設置目的に沿って、その有効活用など施設の効用が最大限に発揮されるとともに、県がめざす施策の実現に寄与すること。
- 利用者の利便性の向上や事業内容の充実など、県民へのサービスの質の向上が図られること。
- 効率的な運営により経費の削減が図られること。
- 新たに公の施設を設置する場合は、指定管理者制度の導入について、検討を行うこと。
- 公の施設の管理運営業務にPFIによる公共施設等運営権を設定する場合は、指定管理者の指定も併せて行うこと。

→ 具体的な指定管理者制度の運用手続き等については、別に定める「指定管理者制度に関する取扱要綱」等に基づき行います。

## (3) PFI等

### ①PFI

公共施設等を整備する際に、PFI法に規定された手続きにより民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、設計、建設、改修、更新や維持管理運営など、一連の業務を一体的に民間企業等に委託し、低廉かつ良好なサービスを提供すること。

### 《検討対象事務事業》

新たに公共施設等の整備や既存施設の改修等を行うにあたり、民間の資金や優れた経営能力の活用によりVFM (Value for Money) が達成される場合は、PFIによる事業の実施を検討することとします。

#### (検討事項等)

- PFI導入を検討する公共施設等の整備事業（※PFI法に規定）

公共施設	道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道
公用施設	庁舎、宿舍
公益的施設	賃貸住宅、教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街
その他施設	情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設、観光施設、研究施設、船舶、航空機等の輸送施設、人工衛星

- P F I 事業の推進を図るため、P F I 法に定められた公共施設等の整備事業のうち、一定金額以上の事業費が見込まれるものについては、総務部との協議を事前に行うこと。
  - P F I 事業の導入手順は、①P F I 事業として実施する可能性がある事業の発案、②P F I 導入可能性調査の実施、③P F I 事業を実施する事業者の選定、④P F I 事業の実施の手順で実施され、事業の発案から事業者の選定（契約締結）までに2年程度の期間を要することから、事業の進捗管理に留意すること。
  - P F I 事業の実施に関し、民間事業者からの事業実施の提案及び提案への回答が義務づけられていることから、民間提案が行われた場合は、その提案内容を吟味し、事業化について検討を行うこと。
  - 施設の管理運営業務において、施設利用者から徴収する利用料金収入により独立採算が可能な場合は、P F I（公共施設等運営権）により施設の管理運営業務を民間に委託することを検討すること。（※公共施設等運営権を設定する施設が公の施設の場合は、指定管理者制度も同時に導入）
- 具体的な P F I の導入検討については、別に定める「P F I 導入マニュアル」に基づき行います。

## ② P F I 的手法

P F I の事業方式を活用した官民協働による公共施設等の整備手法のこと。

### 〈検討対象事務事業〉

新たに公共施設等の整備や既存施設の改修等を行う場合。

#### (検討事項等)

- P F I、P F I 的手法については、事業実施の手続きがP F I 法に基づくか否かの違いはあるが、いずれも、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等を行うものであり、公共施設等の整備や改修等を行う場合は、P F I 等の導入を検討すること。
- 民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した官民協働による公共施設等の整備等を行う場合は、資金調達の方法や民間との役割分担の違いから様々な事業方式が存在することから、公共施設等の整備内容や補助金等の有無等を勘案し、整備内容に応じた最適な方式を選択すること。

#### ○事業類型による区分

事業収入の構造の違いにより以下の3つに区分

- ・サービス購入型：民間事業者等が施設の整備を行い、地方公共団体がサービス対価の支払により投資を回収
- ・独立採算型：採算が取れる事業において、民間事業者等が施設の整備を行い、利用者からの料金収入により投資を回収
- ・ミックス型：サービス購入型と独立採算型を合わせた形態

○事業方式による区分

資金調達、管理運営者、所有権の移転時期等により、以下のとおり区分

実施形態	事業方式	資金調達	整備 (設計・建設)	管理運営	所有		
					運営中	終了後	
発注単位区 分の変更	DB	公共	民間	公共	公共	公共	
	DBO	公共	民間	民間	公共	公共	
発注・入札・ 契約方式の 変更	施設の新 設・移転等	BTO	民間	民間	民間	公共	公共
		BOT	民間	民間	民間	民間	公共
		BOO	民間	民間	民間	民間	民間
		リース	民間又は 公共	民間又は 公共	民間	民間又は 公共	民間又は 公共
		RO	民間	民間	民間	公共	公共
	既存施設の 改修等	RTO	民間	民間	民間	公共	公共
		ROT	民間	民間	民間	民間	公共
管理・運営	維持管理	公共	公共	民間	公共	公共	

- ・DB (Design Build) : 民間が設計、建設を一括して実施。資金調達、施設の所有運営は公共が実施する方式。
- ・DBO (Design Build Operate) : 民間が設計、建設、運営、維持管理を一括して実施。資金調達、施設の所有は公共が実施する方式。
- ・BTO (Build Transfer Operate) : 民間が資金調達、設計、建設を行った後、所有権を公共に移転したうえで、民間が運営、維持管理を実施する方式。
- ・BOT (Build Operate Transfer) : 民間が資金調達、設計、建設し、一定期間、民間が運営、維持管理を実施した後、所有権を公共に移転する方式。
- ・BOO (Build Own Operate) : 民間が資金調達、設計、建設し、民間が運営する方式。事業終了後も所有権を公共に移転しない。
- ・RO (Rehabilitate Operate) : 民間が資金調達、改修し、民間が運営する方式。施設を改修するか新設するかの違いはあるが、事業方式としては、BTO、BOTと同じ。

→ 具体的なPFIの導入検討については、別に定める「PFI導入マニュアル」に基づき行います。

(4) 外部委託等

①委託

県が行政責任を果たす上で、必要となる監督権などを留保しつつ、その事務を民間事業者、外部の団体及び個人などに委託すること。

なお、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(公共サービス改革法)に基づき、官民競争入札等を実施する場合は、市場化テストという。

## 《検討対象事務事業》

○外部委託を検討する主な業務の類型

### ア 定型的業務

データ管理業務、統計・調査業務、アンケート業務、窓口サービス業務、収納・給付・融資業務など

### イ 公共施設管理・運營業務

庁舎等維持管理業務、県管理施設管理運營業務など

### ウ イベント等企画運営に関する業務

イベント・研修会・講習会、職員研修、広報・啓発等の企画・運營業務など

### エ 専門的な知識や技術を要する業務

設計・測量業務、用地買収業務、公共工事の現場監督に関する業務、検査業務、技術指導・訓練業務、調査委託業務、債権回収業務など

### オ 高度な知識・技術を要し、技術革新が早い業務

情報化関連業務、試験研究・分析業務など

## ○業務の単位

委託を行う業務の単位としては、個々の業務のほか、共通又は類似の業務を集約したり、企画から運営といった一連の業務を対象としたりするなど、効率的な発注単位について検討を行います。

## ○委託先の検討

委託先について、事務事業の目的が最大限に発揮できるよう、民間事業者や外部の団体、個人等、幅広く検討を行うこととします。

### (検討事項等)

- 県が直接実施する場合に比べ、人件費等を含む経費の節減が可能かを比較、検討する。
- あらかじめ県と委託先との責任の範囲を明確にしておくとともに、業務の履行過程における県の管理監督についても明確にしておく。
- 公権力の行使や政策立案など県が直接実施すべき事務事業であっても、それに付随する定型的業務などは、細分化しての委託も検討する。
- 異なる事務事業においても、類似した業務を一括りにしたり、窓口業務全体を委託したりするなど、業務を包括的に取りまとめたうえでの委託も検討する。
- 一連の業務をプロセスに分けて、個々の業務が委託可能かについての検討も行う。
- 委託先について、事務事業の目的が最大限に発揮できるよう、地域要件の設定や資格要件の付与など、競争性を確保しながらも、より効果の期待できる委託先を検討する。

## ②人材派遣

県が直接実施する事務事業において、その事務事業の実施に必要な労働者を、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」(以下「労働者派遣法」という。)に基づき労働者派遣事業者からの派遣を受け、県の指示下において、業務に従事させること。

〈検討対象事務事業〉

労働者派遣法施行令に規定される専門的な知識、技術又は経験を必要とする26業務に該当する業務、または1年以内の有期プロジェクト、定期的な繁忙期を有する業務については、人材派遣の活用を検討することとします。

(検討事項等)

- 業務範囲に制限のない自由化業務については、派遣労働者の受入期間が原則1年までと規定されており、受入期間が限定されていることに留意する。(最長3年まで延長が可能。ただし、延長する場合は労働組合との協議が必要)
- 専門的な知識や技術が必要とされる、労働者派遣法施行令に規定された専門26業務については、受入期間に限度はないが、その業務範囲が規定されている。(業務範囲は政令により規定され、範囲外の付随業務は10%以内に制限する必要あり)

(労働者派遣法施行令に規定される専門26業務)

情報処理システム開発、機械設計、放送機器等操作、放送番組等演出、事務用機器操作、通訳・翻訳・速記、秘書、ファイリング、調査、財務処理、貿易取引文書作成、デモンストレーション、添乗、建築物清掃、建築設備運転・点検・整備、室内・受付、駐車場管理等、研究開発、事業の実施体制の企画・立案、書籍等の製作・編集、広告デザイン、インテリアコーディネーター、アナウンサー、OA インストラクション、テレマーケティングの営業、セールスエンジニアの営業・金融商品の営業関係、放送番組等における大道具・小道具

- 労働者派遣法の趣旨から、一般事務職への安易な導入は行わない。





## (5) 新たな財源確保対策について

### 1 ネーミングライツについて

#### (1) 平成24年度の取組状況（概要）

ネーミングライツについては、導入施設や募集・選定方法等の基本的な考え方をまとめた「県有施設に対するネーミングライツの導入に関する基本方針」を8月に策定しました。9月以降は、基本方針に沿って、県有施設を所管する関係部局が連携して、導入施設や募集条件を検討し、その中で、「ネーミングライツに対する理解度、値ごろ感」を把握するための企業等へのアンケート調査も行いました。

#### (2) 企業等へのアンケート調査の結果について

アンケートは、11月下旬に県内上場企業や一定規模以上の増益企業、三重県広告事業広告主など374事業者に郵送し、121事業者から回答をいただきました。

(アンケート到達数 364 事業者→回収数 121 事業者、回収率約 33%)

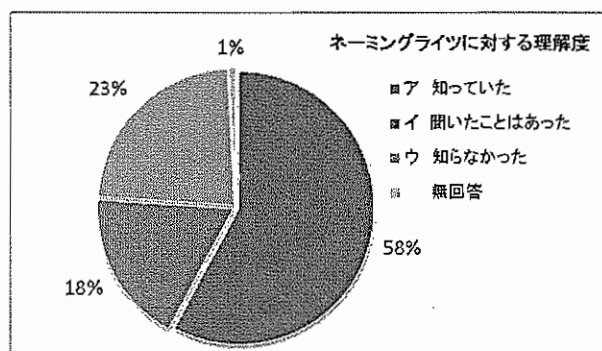
#### アンケート結果（概要）

##### ・ネーミングライツに対する理解度について

問 ネーミングライツ（命名権）について御存知でしたか。(回答事業者数=121)

ネーミングライツを「知っていた」とした事業者は58%(70事業者)、「内容はよくわからないが、報道などで聞いたことはあった」が18%(22事業者)で合計すると76%であった。

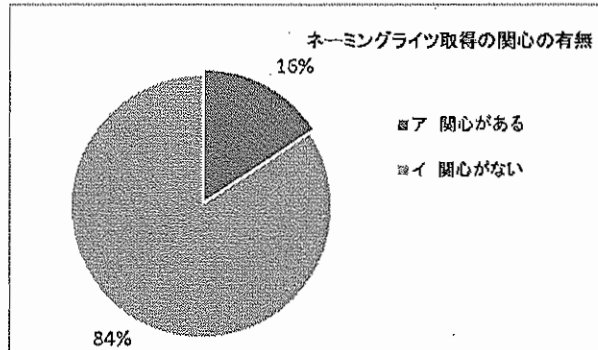
一方、「知らなかった」は23%(28事業者)、無回答は1%(1事業者)でこれらの合計は24%であった。



・ネーミングライツ取得の関心の有無について

問 県有施設のネーミングライツの取得について、関心はありますか。(回答事業者数=121)

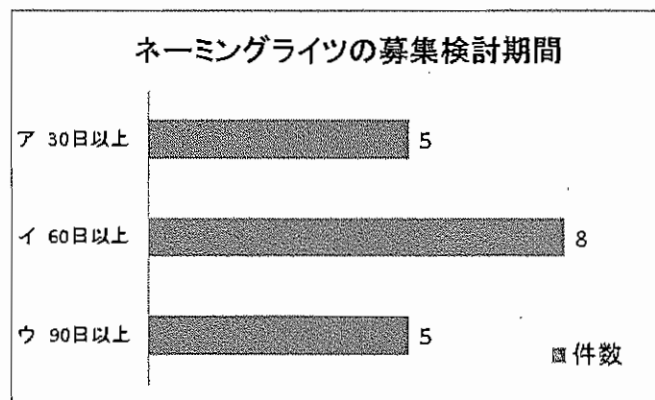
「関心がある」と回答した事業者は 16%(19 事業者)、「関心がない」と回答した事業者は 84%(102 事業者) であった。



・ネーミングライツの募集検討期間について

問 ネーミングライツの募集を行う場合、検討期間(募集開始から締切りまで)はどのくらいが妥当だと思われますか。(回答事業者数=18)

募集期間としては「60 日以上」が 8 件で最も多く、「30 日以上」、「90 日以上」がそれぞれ 5 件であった。



・命名権料、契約期間について (回答事業者数=13)

問 下記表に年間利用者数の多い県有施設を例示しています。この中に、貴社がネーミングライツの取得を検討してみようと思う施設がありましたら、「関心あり」欄に○印を付けてください。

また、関心のある施設の命名権料(1年間あたり)と契約期間について、どれくらいが適しているとお考えですか。それぞれ該当する欄に○印を付けてください。

例示した県有施設の中では、「三重県営サンアリーナ」、「三重県文化会館大ホール」がそれぞれ 9 件で最も関心が高く、次いで「三重県営鈴鹿スポーツガーデン」が 8 件、三重県営総合競技場が 6 件、鈴鹿青少年の森(都市公園)が 4 件であった。

また、命名権料については、1年間あたり「100万円以上500万円未満」が適当との回答が最も多く、「100万円未満」がこれに次いでいる。

なお、契約期間については、全ての施設において「3年以上5年未満」が適当との回答であり、他の選択肢には回答がなかった。

※表中の数字は、回答件数を示す。

施設名	所在地	関心あり	命名権料(1年間あたり)					契約期間			(参考)	
			100万円未満	100万円以上500万円未満	500万円以上1000万円未満	1000万円以上3,000万円未満	3,000万円以上5,000万円未満	5,000万円以上	3年以上5年未満	5年以上	10年以上	平成23年度年間利用者数(人)
三重県営鈴鹿スポーツガーデン	鈴鹿市	8	2	4	1				7			約46万人
三重県営総合競技場	伊勢市	6	1	4	1				6			約32万人
三重県営サンアリーナ	伊勢市	9	3	4	1				6			約30万人
鈴鹿青少年の森(都市公園)	鈴鹿市	4	1	2	1				4			約22万人
三重県文化会館大ホール	津市	9	4	4		1			6			約19万人

※ 例示であり、ネーミングライツの導入有無等は未定です。

### (3) 今後の予定

ネーミングライツ導入対象施設については、県有施設を所管する関係部局が、施設の性格、広告効果、施設利用者数、アンケート調査結果などを踏まえて、検討を進めてきました。

その結果、多くの県民の皆さんが利用し、イベントの開催などにより広告効果が見込まれる、スポーツ施設、集客施設、文化施設が、導入対象施設として適当であると判断したところです。

今後は、上記対象施設の中でも年間利用者数の多い、三重県営鈴鹿スポーツガーデン、三重県営サンアリーナ、三重県文化会館の3施設を中心に具体的な募集条件を検討し、可能なものから順次導入を進めてまいります。

## 2 職員駐車場有料化検討結果について

職員駐車場有料化について、新たな財源確保対策の観点から検討を行いました。

検討にあたっては、全国調査の結果、本庁駐車場がある団体で、地域庁舎だけ有料化している団体がなかったこともあり、職員数が多く、勤務形態も均一で、公共交通機関の利便性も高い本庁から導入に向けた課題整理、検討を行いました。しかしながら、以下のとおり有料化で新たな財源を確保することは困難と判断いたしました。

### 【検討結果】

#### (1) 駐車場料金

全国調査に加え先進地の現地調査を行い、職員駐車場から収益を得る方策を検討しましたが、有料化している他府県の料金は、概ね施設整備費や維持管理費に相当する水準となっており、職員駐車場だけで収益を得ることが難しいとの課題があること

(2) 本庁駐車場を現状のまま有料化した場合

(1) に加え、現状のまま有料化を進めると駐車場スペースが 100 台程度不足しており、不足分の職員を公共交通機関利用に変更させた場合には、通勤手当が約 40%増加するシミュレーション結果となり、県費支出が増加する懸念があること

(3) 立体駐車場を整備して余剰土地を売却する場合

駐車場だけでは収益を得ることが難しいため、本庁職員駐車場を立体駐車場化し、余剰となる土地を売却することで収益を得る方策を検討しましたが、直営方式、PFI方式のいずれも県の収支としては長期間赤字運営となり、税金の投入が必要になること

○ 直営方式と民間活力活用（PFI）方式のコスト比較

(前提条件)

- ・ 自走式立体駐車場 719 台（職員 639 台＋公用 80 台）の建設
- ・ 駐車場使用料@5,000 円／月で、3,834 万円／年の収入
- ・ 立体駐車場化により県警西駐車場敷地を売却 2 億 5,850 万円の収入

	直 営 方 式	民間活力活用（PFI）方式
建設費	12 億 3,816 万円 (総合文化センターの例より推計)	9 億 3,470 万円 (26 m <sup>2</sup> /台×719 台×@50,000 円/m <sup>2</sup> 既製品パッケージ利用)
維持管理費	720 万円／年 ・ 光熱水費等 500 万円 ・ 管理委託 220 万円	650 万円／年 ・ 光熱水費等 450 万円 ・ 受託業者資金 200 万円
建設費財源	県費 建設時に支払い	民間資金 20 年分割で支払い
収支黒字化の時期	平成 61 年 (34 年目)	平成 56 年 (29 年目)

【検討経過】

- |          |             |
|----------|-------------|
| 5 月～6 月  | 県内・県外自治体調査  |
| ～10 月    | 課題集約・整理     |
| 11 月     | 県外自治体調査     |
| 12 月～2 月 | 民活（PFI）方式調査 |

## (6) 県有財産の有効活用と長寿命化について

### 1 未利用県有財産売却実績について

平成24年4月～2月末までの未利用県有財産の売却実績額は、新たにインターネットオークションに参加するなど売却の取組を進めた結果12件 1億682万8,728円となり、「みえ県有財産利活用方針」に基づく平成24年度実施計画の売却目標額1億円を上回りました。

#### 未利用県有財産売却実績

年 度	件数	売却額 (円)	目標額	備考
平成21～23年度	21	651,854,456	6億円	・第2次県有財産利活用計画(3年間)での目標値
(内訳) 平成21年度	9	371,735,196		
平成22年度	3	175,927,000		
平成23年度	9	104,192,260		
平成24年度	12	106,828,728	1億円	・2月末実績

### 2 県庁舎等適正保全指針(案)について

「みえ県有財産利活用方針」に基づき、庁舎など県有施設の長寿命化を図るため、適切な保全を計画的に実施し、あわせて環境負荷の低減、ランニングコストの縮減を図り、施設に係る財政的な負担を長期的な観点で縮減することを目的とした施設保全の基本的な考え方を示す「県庁舎等適正保全指針(案)」を作成しました。

来年度以降、本庁舎及び地域庁舎において、自主点検や\*BIMMS(保全情報システム)を利用した試行による取組を行い、成果の取りまとめと検証を行いながら、施設保全マニュアルの策定に向けた取組を進めてまいります。

\*BIMMS(保全情報システム)とは

国土交通省の要請を受けた財団法人建築技術センターが開発・提供し、都道府県・政令市がインターネット経由で共同利用する公共施設向けの資産管理データベースです。

(主な機能)

- 1 建物の基本情報及び機器台帳管理
- 2 機器の更新及び修繕工事履歴
- 3 劣化診断記録

## 今後の取組予定

- 平成 25 年度 庁舎管理者による日常点検の試行  
B I M M S のデータを活用した修繕・改修計画の見直し
- 平成 26 年度 取組成果の検証  
点検項目の見直し  
B I M M S のデータを活用した修繕・改修計画の見直し
- 平成 27 年度 施設保全マニュアルの策定  
全庁的な情報共有  
B I M M S のデータを活用した修繕・改修計画の見直し

# 県庁舎等適正保全指針（案）の概要

三重県行財政改革取組

みえ県有財産利活用方針

【現状と課題】

・県有建物約 5000 棟のうち竣工後 30 年以上経過する建物の増加により維持管理費用増大が懸念される。

## 県庁舎等適正保全指針(案)

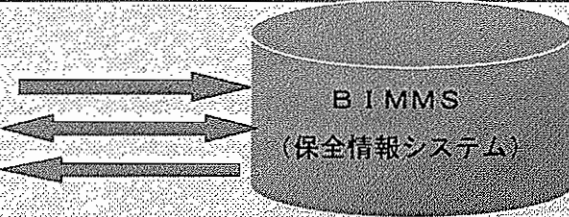
【対象施設】

本庁舎及び地域庁舎

【目的】「県有施設の長寿命化」を図るため、不具合等が発生してから対応する「事後的な保全」から、日常的に点検等を行い不具合等が発生する前に保全を行う計画的な「予防保全」に転換することにより、施設保全コストの平準化・縮減を図るための施設保全の基本的な考え方を示すもの。

- 【施設保全の考え方】
- 1 計画的な維持管理への転換
  - 2 ライフサイクルコストを意識した改修

- 【取組の方向性】
- 1 実施体制の構築
  - 2 各庁舎管理者による自主点検の実施
  - 3 点検結果のフィードバック、蓄積
  - 4 県庁舎等施設保全マニュアルの策定



年度毎の取組

- |        |   |
|--------|---|
| 平成25年度 | 庁舎管理者による日常点検の試行、BIMMSのデータを活用した修繕・改修計画の見直し       |
| 平成26年度 | 取組成果の検証、点検項目の見直し、BIMMSのデータを活用した修繕・改修計画の見直し      |
| 平成27年度 | 施設保全マニュアルの策定、全庁的な情報共有、BIMMSのデータを活用した修繕・改修計画の見直し |





## 2 税外の未収金対策について

### I 平成 24 年度の取組について

税外の未収金対策として、実態調査・課題の整理・庁内検討を経て、債権管理事務のガイドラインとして「三重県債権管理適正化指針（案）」を作成しました。年度内を目途に指針を策定し、平成 25 年度からは債権管理適正化指針に基づいた債権管理の取組により未収金の縮減を目指していきます。

### II 三重県債権管理適正化指針（案）の概要について

#### 1 これまでの債権管理の課題

- 税外収入通則条例や会計規則に債権管理に関する規定がなく、統一的な取扱方針が定められていないことなどから、督促手続や延滞金などの処理に不十分なものがあり、新たな規定の制定など事務処理を統一すべきものがあります。
- 民事訴訟や支払督促等の活用が進んでいる債権もある一方、徴収を進めるためのノウハウ等の蓄積がなく、滞納者や連帯保証人への追跡や法的整理がなされないまま長期間経過している場合があります。
- 私債権や非強制徴収公債権の場合、調査権がないため財産調査等が困難となっています。
- 長期滞納債権には、債務者等が居所不明等のため回収が困難となっているものや、分納額が僅少のため完済までに長期間を要しているものがあります。
- 回収可能性と回収コスト等とを考慮した、不納欠損や債権放棄に関する全庁的な基準が整理されていません。
- やむを得ず時効期間が経過してしまった場合、公債権は時効期間の経過のみで消滅するが、私債権は時効期間が経過しても債務者から時効の援用がなければ消滅しないので長期間債権の管理を行っているものが多くなっています。
- 毎年度の未収金徴収目標額が設定されていない債権が多くなっています。

#### 2 三重県債権管理適正化指針（案）の目的

これまで、各部局単位や債権単位で行っていた、債権の発生から消滅までの基本的な債権管理の手続に共通する課題について、統一的な取扱いを定めることで管理事務の効率化に繋げ、あわせて、制度の改善や未収金の状況の情報提供を進めます。

#### 3 債権管理の基本姿勢

債権の管理に関する事務は、法令の定めるところに従い、債権の発生原因及び内容に応じて財政上最も県の利益に適合するように処理しなければならない。

#### 4 全庁的な債権管理方針

債権管理の基本姿勢に基づき、全庁的な債権管理方針を次のとおりとします。

##### (1) 滞納の未然防止・管理手法

- ・ 本県においては個別法による債権管理の手続は整理されていますが、地方自治法等の一般的な手続について整理されていなかったため、債権の発生から消滅までの基本的な債権管理の手続を、他の法令等の定めがない場合にはこの指針に従って行うものとします。
- ・ 確実に債権の回収を行うため、貸付時の審査を厳格化し、債務者や保証人に対する制度周知の徹底など、適切な制度運用に努めます。
- ・ 新規未収金が発生した際は、債権管理簿を作成し、必要書類とともにその記録・保管等を行い、債権担当者が交代しても一貫した対応ができるようにします。

##### (2) 債権回収の強化

- ・ 債務者の資産状況などに注意を払い、個々の債権の状況を正確に把握し、制度の趣旨を十分に考慮しながら、必要に応じて速やかに債権の保全・回収のための的確な措置を講じます。
- ・ 法令に基づく督促を徹底し、債務者が、督促後もなお債務を履行しない時は、早期交渉に着手し納付を促すとともに、納付に応じない場合は、財産調査などを行ったうえで、法令に基づいた的確な債権管理手段を選択します。また、返済する資力を有しているにもかかわらず返済に応じない悪質な債務者には、速やかに訴訟提起や強制執行等の手段を取ることで、未収金の回収を図ります。
- ・ 民間委託など効果的な債権管理方法について引き続き検討します。

##### (3) 債権の適切な整理

- ・ 回収可能性と回収コスト等を考慮した債権回収と債権整理の仕分けを行ったうえで、債務者の状況により法令等に基づいた債権整理の手続を進めます。また、既存の法令等の範囲内では回収可能性の極めて低い未収金を長期に管理せざるを得ない場合があり、そのような状況を回避するため、徴収(執行)停止、履行期限の延長、債務の免除、権利の放棄等徴収緩和の措置を講じます。

##### (4) 制度運用の強化

- ・ 口座振替等の滞納未然防止に向けた収納方法の工夫や延滞金等の適切な運用など、制度そのものが持続可能なものとなるよう、必要に応じて、制度の見直しを継続します。

##### (5) 債権管理の目標・公表

- ・ 未収金徴収額等の目標設定を行うとともに、徴収額に現れない指標を併用して検証を行う仕組みを構築します。
- ・ 三重県債権管理推進会議の場を活用し進行管理等を行います。

## 5 債権管理の具体的取組

### (1) 滞納の未然防止・管理手法

#### ア 債権発生前の対策

- ・貸付について、適切かつ慎重な審査の実施
- ・審査における所得・資産等の把握

#### イ 債権の記録・資料の保存

- ・債権管理簿等様式の統一、債権管理の記録、職員の身分証明書の作成

#### ウ 債務者の状況調査

- ・債権管理簿による経過の把握、引き継ぎ書の活用、電話対応の標準化

#### エ 情勢変化への対応

- ・連帯保証人への請求
- ・債権の保全・回収のための的確な措置（履行期限の繰上げ等）

### (2) 債権回収の強化

#### ア 督促の徹底

- ・督促を行う際に必要な督促状の送付時期等の統一  
（当分の間、適用除外の規定を設ける）

#### イ 納付指導

- ・迅速かつ適切な納付交渉・納付指導
- ・時系列に沿った、滞納整理の標準的対応
- ・全庁的強化月間による集中的な対応、債権管理事務の自己検査の導入

#### ウ 所在調査・財産調査

- ・所在調査、財産調査の実施
- ・貸付金等における、債務者からの調査同意文書の提出の義務付けの検討

#### エ 時効の中断等

- ・適切な時効中断手続
- ・一部弁済の場合は法的紛争に備えた対応

#### オ 法的措置

- ・強制徴収、強制執行等

#### カ 民間委託の活用

- ・弁護士・民間債権回収会社・徴収専門員（嘱託職員）等への委託

### (3) 債権の適切な整理

回収可能性と回収コスト等を考慮した債権回収と債権整理のルールを整理し、債務者の状況により法令等に基づいた徴収緩和の措置を講じます。

#### ア 徴収停止

- ・滞納処分の執行停止、徴収停止
- ・休眠法人の判定要件の整理

#### イ 履行期限の延長

- ・徴収猶予、履行延期の特約等の適切な運用
- ・適切な分割納付誓約書の運用
- ・履行延期の特約等の調定方法の検討
- ウ 債務の免除
- エ 権利の放棄
  - ・債権放棄の議決
- オ 不納欠損処分
  - ・不納欠損処理が可能となる具体的要件の整理

#### (4) 制度運用の強化

- ア 納付方法の工夫
  - ・マルチペイメントやクレジットカード納付の検討
- イ 延滞金等の通知（延滞金・遅延損害金・違約金）
- ウ 標準マニュアルの策定
  - ・実務マニュアルや標準様式の検討
  - ・担当者のネットワークの構築
  - ・複数の職員体制
- エ 研修機会の提供
  - ・専門知識の取得・保持
- オ 債権管理の一層の推進
  - ・法律改正等要望

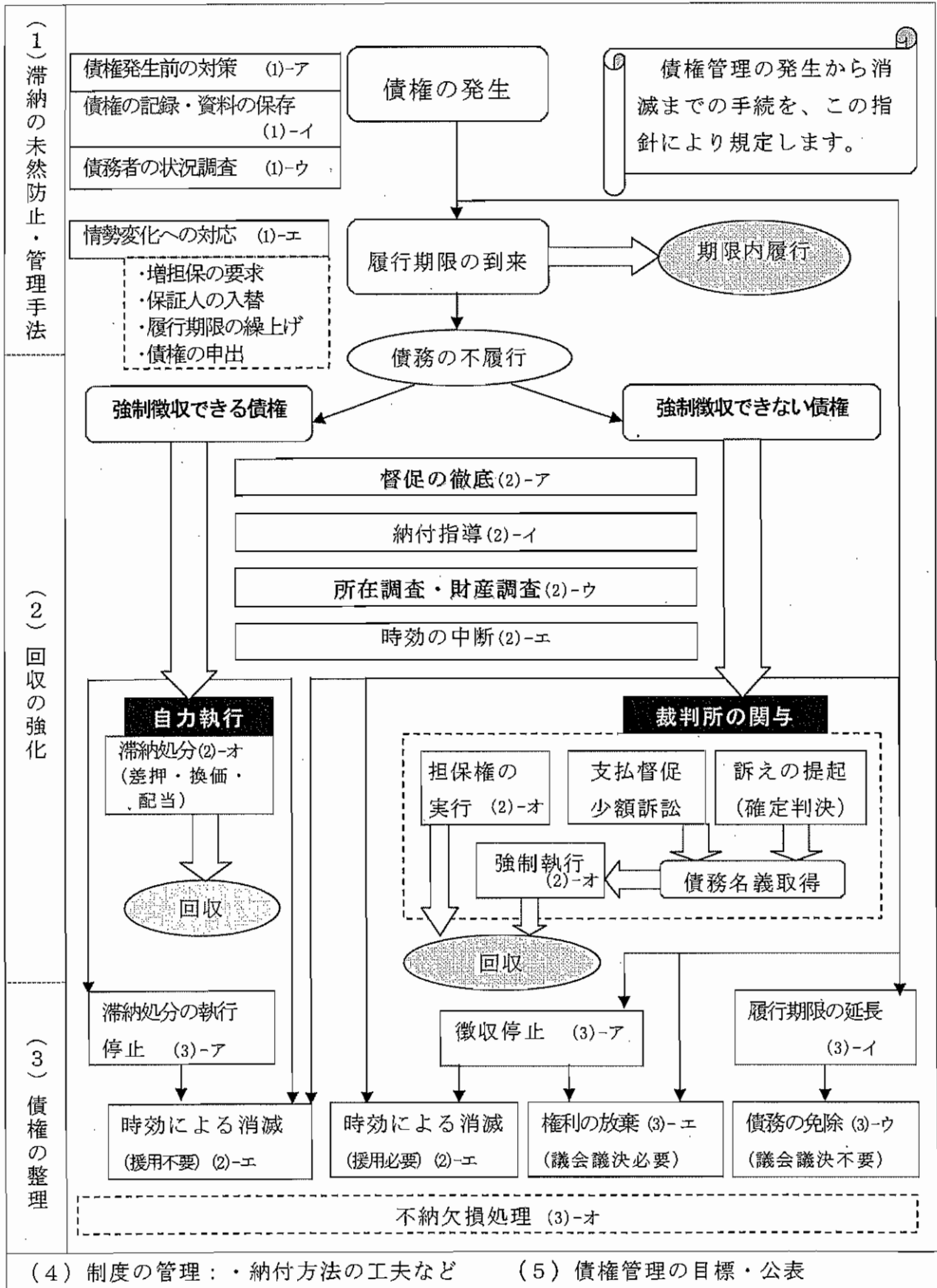
#### (5) 債権管理の目標・公表

- ア 債権管理の目標及び処理計画の作成
  - ・未収金徴収額等の目標設定、指標を併用して検証を行う仕組みの導入
- イ 県民への公表
  - ・PDCAサイクルに基づく取組の推進（処理計画の公表）
- ウ 推進組織
  - ・債権管理推進会議による進行管理

#### (6) その他

- ア 間接貸付金
  - ・国の制度に関しては個別の対応
- イ 繰上償還の規定
  - ・繰上償還条項（期限の利益喪失条項）を定める
- ウ 事務決裁委任規則の整理
  - ・委任規則の見直し
- エ その他
  - ・自力執行権のない債権間での債務者の情報共有の検討

(参考) 事務処理フロー



※ [ ] は、「5 債権管理の具体的取組」の主な項目で、( ) 数字は、個別説明の項目

## 6 今後のスケジュール

この指針は、平成25年4月1日から実施します。

各債権担当課においてはこの指針に基づき、速やかに内部規定を整備していきます。

## 7 今後の課題

今回策定予定の指針（案）に沿った手続を行ったとしても、遠隔地などのため迅速な対応が困難なものや、行方不明など一部の未収金において長期間の管理が継続するものがあります。

そのため、訴えの提起、和解の手続や債権放棄の手続について、他県の事例も参考にしながら、残された課題への対応について今後検討を深めていく必要があります。

# 三重県債権管理適正化指針(案)の策定について

地方自治法・民法等による債権管理

・債権毎に管理手法が異なる  
・要領がない債権の場合は管理手法が不明

公債権から私債権までを網羅した手引書(部局毎)

事務所間の取扱を統一(個別の債権管理の手引き)

債権単位の要綱・要領

個別法令や条例・規則

個別法に基づく要綱・要領

これまでの体制

## 三重県債権管理適正化指針(案)

### 【内容】

- ◎債権管理方針
- 《県の基本姿勢》
- ①未然防止・管理手法
- ②債権回収の強化
- ③債権の適切な管理
- ④制度運用の強化
- ⑤債権管理の目標・公表

### 【新たな取組】

- ・債権管理簿の統一
- ・督促手続の統一
- ・自己検査の導入
- ・徴収強化月間の導入
- ・処理計画の作成・公表

## 指針(案)に基づく債権管理

※全庁的に統一すべきものや、今まで規定していなかった手続を定める。

【債権管理の統一ルール】

- ・徴収停止・休眠法人への対応
- ・履行延期の特約等の手続整備
- ・不納欠損基準・破産法による免責
- ・延滞金減免基準
- ・履行期限の繰上げなど

債権管理適正化指針に基づいた個別要綱・要領  
※更なる債権管理手法の検討

個別法令や条例・規則

個別法に基づく要綱・要領

指針策定後の債権管理体制

※指針でカバーできない部分について条例・規則の制定の検討





### 3 平成 23 年度包括外部監査結果に対する対応（総務部関係）について

テーマ 「県から損失補償等を受けている団体に関する事務の執行について」

#### 1. 損失補償・債務保証の管理等

（今回包括外部監査実施にあたり財務諸表 4 表（新地方公会計制度に基づく作成資料）を提出し、包括外部監査人から意見等を受けたもので、概要は次のとおりです。）

##### 貸借対照表における損失補償等の注記事項について

新地方公会計制度に基づく財務書類 4 表（総務省方式改訂モデル）のうち、平成 21 年度末貸借対照表の注記事項として、以下の事項が記載されている。

「※ 2 債務負担行為に関する情報 ②債務保証又は損失補償 60, 121, 126 千円」

損失補償等の注記は、一般的に、現時点での債務ではないが（貸借対照表には計上されないが）、将来債務となる可能性があるものとして、財務内容を判断するうえで重要な注記であると考えられる。

現状の注記は、このような損失補償等が 601 億円もあるという情報である。平成 21 年度末の貸借対照表の資産のうち、たとえば基金等は 908 億円、現金預金は 335 億円であるため、損失補償等の金額についても、その重要性が伺える。

この損失補償等の注記については、次の課題を挙げることができる。

##### 包括外部監査の結果報告書から監査人意見等

#### (1) 注記金額の正確性について【結果】

損失補償等の注記金額 601 億 2, 112 万 6 千円のうち、実際には損失補償等には該当しないもの（債務負担行為のうち「物件の購入等」（注）に係るもの等）が含まれていることなどから、365 億 1, 713 万 8 千円が過大に計上されており、現状の方法による正確な注記金額は、236 億 398 万 8 千円になると考えられる。

これは、新地方公会計制度における財務書類の作成指針となる「新地方公会計制度実務研究会報告書（平成 19 年 10 月総務省）」（以下、「総務省報告書」という。）などの解釈や債務負担行為の区分の誤り等に起因するものと考えられるが、損失補償等の注記の重要性を鑑みると、注記金額を正確に算定する必要がある。

（注）「物件の購入等」のうちここでいう物件とは、土地をさす。

#### 対応結果

#### 備考

『総務省方式改訂モデルに基づく財務書類作成要領』によると、注記の「債務負担行為に関する情報」欄の「債務保証又は損失補償」については、『土地開発公社の先行取得土地に係る債務負担行為が、物件の購入等に係るものと債務保証又は損失補償に係るものとの双方に計上されている場合は、物件等の購入に係るものとして記載する。』とされています。

本県においては、土地開発公社が公共用地を先行取得する場合、県が用地取得費にかかる債務負担行為（「物件の購入等」に係るもの）を設定する一方で、土地開発公社が用地取得のために金融機関から借り入れる事業資金に対する債務保証についても債務負担行為（「債務保証又は損失補償」に係るもの）を設定しています。

総務部

	<p>この場合、債務負担行為に関する注記が重複するため、作成要領によると、「物件の購入等」に係るものみに計上することとされていますが、誤って「債務保証又は損失補償」の注記金額にも計上していたものです。</p> <p>今年度の財務書類の作成にあたっては、該当部局へ内容を確認するとともに、作成方法をマニュアル化することにより、損失補償等の注記金額の正確な算定に努めました。</p>		
	<p><b>(2) 注記金額についての補足説明の必要性について【意見】</b></p> <p>損失補償等の注記金額は、毎年度の予算上の債務負担行為の限度額の累積額を基に記載されているものであり、当該損失補償等に係る債務の一部が返済されたとしても、限度額が修正されることはなく、実際の債務残高とは異なっているとのことである。</p> <p>「第2県から損失補償等を受けている団体に関する損失補償等の概要」にて記載した金額は債務残高であり、この金額と大きく異なっていることになる。また、前述した財政状況等一覧表や財政健全化法の健全化比率の算出に用いているのも債務残高である。</p> <p>年度末時点において、県が損失補償等の実行により負担を負うリスクがあるのは債務残高であり、債務負担行為の限度額は補完的な情報であると考えられる。</p> <p>同じ損失補償等に関する情報として、大きく異なる金額を開示することは、県民等の利害関係者に対して誤解を与えかねないため、財務書類4表（注記事項含む）において、注記事項の内容について補足的に説明することが望ましい。</p>	<p>総務省報告及び作成方法については、限度額に基づき作成することとなっていることから、注記事項への補足説明について追記しました。</p>	<p>総務部</p>
	<p><b>(3) 附属明細書（債務負担行為明細表）の作成・公表について【意見】</b></p> <p>総務省報告書によれば、債務負担行為の相手先別内訳を附属明細書（債務負担行為明細表）に記載するものとなっているが、現在、県においては、このような附属明細書が作成・公表されていない。総務省報告書に掲げられている附属明細書のひな型によれば、損失補償等について、相手先別に記載することとなっており、附属明細書（債務負担行為明細表）についても、作成・公表されることが望ましい。</p>	<p>平成23年度分以降の財務書類の公表にあたっては、附属説明書を作成し公表することとしています。</p>	<p>総務部</p>

## 4 平成24年度包括外部監査結果及び総務部の対応方針について

### 1 監査の概要

#### (1) 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

#### (2) 選定されたテーマ

公有財産の管理に関する事務の執行について

##### 【選定された理由】

三重県の平成22年度の貸借対照表における公共資産は2兆7,095億円（うち、有形固定資産2兆7,088億円、売却可能資産7億円）が計上されており、県の貸借対照表上の資産合計3兆180億円の90%を占めている。

平成22年10月に実施された国勢調査において三重県の人口は1,854,724人となり、前回調査（平成17年10月）と比較して12,239人の減少となり、昭和35年以来の減少となっている。今後もこのような傾向が続くとすると、公共施設の全体としてのニーズは減少し、施設の未利用ないしは低利用という問題が発生する。

また、厳しい財政状況のなか、将来世代へ引き継ぐ社会資本である公共資産を適正に運営維持するためには、多額の運営維持費用が必要となるとともに、老朽化した施設の大規模修繕及び建替費用や、耐震化工事費用等が必要となるという問題も発生する。

このような状況に鑑み、公有財産のうち、特に長期の使用を前提とする土地、建物（建物附属設備を含む）等が適切に管理されているか等について監査のテーマとすることは大変有益であると判断した。

以上のような理由から、「公有財産の管理に関する事務の執行について」を監査テーマとして選定した。

#### (3) 監査対象期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

（ただし、必要に応じて過年度に遡り、また平成24年度予算額も参考とする。）

### 2 監査の結果

第3「外部監査の結果」において、【結果】が29件、【意見】が55件、合計84件の指摘を受けました。

※ 【結果】とは、法令・規則等についての指摘事項。

※ 【意見】とは、経済性・効率性等に関して意見を述べた事項。

### 3 包括外部監査結果の対応スケジュール

	平成 24 年度監査について	(参考)平成 23 年度監査について
監査テーマ	○公有財産の管理に関する事務の執行について	○県から損失補償等を受けている団体に関する事務の執行について
平成 25 年 1 月	○1 月 30 日 監査委員へ監査結果報告書を提出 ○1 月 31 日 議会、知事、教育委員会、警察本部へ監査結果報告書を提出 ○監査委員は、包括外部監査の結果報告を公報へ掲載	
平成 25 年 三重県議会定例会 2 月定例会 月会議	○関係部局が、各常任委員会で平成 24 年度包括外部監査の結果及びその対応方針を報告  ・包括外部監査結果総括 総務 ・部局別監査結果 防災、総務、健福、環境、地連、農林、雇経、県土、教育、警察	○関係部局が、各常任委員会で平成 23 年度包括外部監査報告に対する対応結果を報告  ・外部監査の結果 環境、農商、県土、生活・文化、総務
平成 25 年 4 月～	○関係部局が、各常任委員会に示した平成 24 年度包括外部監査の結果への対応方針に基づいた措置を実施	○関係部局の対応結果を総務部が取りまとめ、監査委員へ報告（公報へ掲載）
平成 26 年 三重県議会定例会 2 月定例会 月会議	○関係部局が、各常任委員会で平成 24 年度包括外部監査の結果報告に対する対応結果を報告	
平成 26 年 4 月～	○関係部局の対応結果を総務部が取りまとめ、監査委員へ報告（公報へ掲載）	

#### ●地方自治法の規定

##### ※1 包括外部監査結果の報告（252 条の 37 第 5 項）

包括外部監査人は、監査の結果に関する報告を決定し、これを議会、長及び監査委員に提出しなければならない。

##### ※2 包括外部監査結果の公表（252 条の 38 第 3 項）

監査委員は、監査の結果に関する報告の提出があったときは、これを公表しなければならない。

##### ※3 包括外部監査結果対応の公表（252 条の 38 第 6 項）

当該監査の結果報告の提出を受けた長は、講じた措置について、監査委員に通知し、監査委員は当該通知に係る事項を公表しなければならない。

## 平成 24 年度 包括外部監査結果に対する主な対応方針（総務部関係）

■テーマ：公有財産の管理に関する事務の執行について

項目	所管課	主な結果及び意見	対応方針
公有財産台帳への登録もれ・誤りについて	管財課	<p>(1) 台帳登録に関する業務処理統制上の問題点</p> <p>① 登録もれ・誤りの防止体制の運用及び発見体制の整備の不備</p> <p>登録誤りの防止のためには、複数担当者による二重チェックを行うなどの適切な運用が必要であるとともに、登録もれを発見するためには、工事等の決裁に際して決裁項目の一つに台帳登録が必要か否かを追加することや、決裁もしくは工事に関する報告書と台帳との照合を行うなどの検討が必要である。</p> <p>また、管財課においては、各課等から登録データとともに関連書類を提出させ照合する、あるいは工事請負費や公有財産購入費といった歳出データとの間に重要な差異がないかチェックする、といった仕組みの検討が必要である。</p>	<p>財産を所管する所属において、公有財産に異動がある場合は複数人で二重チェックし所属での決裁の後、公有財産台帳への登録がされるよう周知徹底を図り的確な台帳管理に努めていきます。</p> <p>なお、管財課への異動報告があった場合は、公有財産台帳とその根拠となる関連書類の提出を求め、台帳記載事項を確認してから管財課で決裁を経て、公有財産管理システムにおいて承認を行っています。</p> <p>また、歳出データとのチェックに関しては、将来のシステム改修の際には、より確実性・正確性を持ったシステムとなるよう検討していきます。</p>
		<p>② 改修工事等の公有財産台帳の記入要領（ルール）の周知不足</p> <p>改修工事等については「公有財産記入要領」において、100万円未満の軽微な修繕を除き台帳登録する必要があるとされているが、これらの登録もれが各課等で見受けられた。その原因の一つとしては、担当者が一定の場合に改修工事等の登録が必要であることを認識していないことにある。</p> <p>管財課における各課等への周知を適時に行うことが望まれる。</p>	<p>公有財産規則や公有財産台帳の記入要領等を、人事異動のある年度初めや事務が多くなる年度末などに、担当者会議や研修会等の機会をとらえて周知していきます。</p>
		<p>③ 速やかな異動登録の必要性</p> <p>施設（建物）の取壊しに際して公有財産台帳への登録もれが散見された。</p> <p>これは、年度中に施設（建物）の取壊しが行われた場合にも、台帳への異動登録は年度末に一括して実施することが多いことに起因するものと考えられる。</p> <p>公有財産規則第 35 条では、公有財産台帳の登録事項に異動が生じた場合においては、速やかに当該登録事項を登録した公有財産台帳の写しを管財課長に報告することになっており、取壊しの都度速やかに台帳登録を実施することが望まれる。</p>	<p>台帳記載事項に変更があった場合には速やかな異動報告を行うよう、担当者会議や研修会などの機会をとらえ、各所属に周知徹底していきます。</p>

普通財産の一元的管理体制の構築について	管財課	<p>(1) 管財課の位置づけの見直しについて 未利用・低利用の普通財産を出来る限り各課等にとどまらず、早期に長期的・全庁的な視点に立った利活用を検討する意思決定機関の議論の俎上に乗せる仕組みを構築することが必要であると考えられる。 普通財産の管理及び処分に係る情報を網羅的に把握するため、管財課に対して、各課等に対する権限を持たせるとともに、それらを一元的に管理する責任も負わせ、必要な情報を適時に吸い上げる体制を構築することを検討する必要がある。</p> <p>(2) 未利用・低利用財産の機会費用の把握・分析と意思決定への組み込み 未利用・低利用の各財産の機会費用（ある行動を選択することで失われる、他の選択肢を選んでいたら得られたであろう利益）を把握し、その影響を客観的に把握・分析する手法を「利活用方針」の意思決定に組み込むことにより、未利用・低利用による機会費用が各財産において明示され、利活用に向けた手続に優先順位をつけ、計画的かつ迅速に検討が推進される可能性が高まると考えられる。</p>	<p>普通財産については、工業団地用地等、政策的な目的に従い管理すべきものがあります。そうした案件以外の未利用財産については、有効活用を進めるため、平成23年度末に新たに策定した「みえ県有財産利活用方針」を基に、今年度から全庁的な「県有財産有効活用等推進会議」を設置し、県有財産の利活用を進めているところです。</p> <p>この新たな仕組みの中で課題を有する財産を抽出して、全庁的に利活用計画を決定し、県有財産の有効活用を進めていきます。</p>
借地上の公有財産（施設）の登記について	管財課	<p>借地上の公有財産（施設）の登記については、不動産登記法附則第9条により、国又は地方公共団体が所有する土地又は建物についての表示に関する登記の申請義務は免除されている。公有財産の保全という観点から、賃借権の登記か建物の所有権登記のいずれかの登記を行うべきであると考え。また、取扱要領等により登記すべき旨をルール化すべきである。</p>	<p>不動産登記法附則第9条により、国又は地方公共団体が所有する土地又は建物についての表示に関する登記の申請義務は免除されていますが、借地には種々のケースがあることから、それぞれの財産について登記の必要性を精査し、費用対効果も踏まえた上で、登記すべき案件についてのルール化を行う等、適切な対応方法について検討していきます。</p>
境界標柱の設置に関して	管財課	<p>(1) 境界標柱の設置の確認について 境界標柱の設置について、公有財産規則第13条では、「課等の長又は地域機関の長は、土地を取得したとき、又は土地の境界について変更があったときは、速やかに境界標柱を建設しなければならない」と規定している。 境界標柱の設置の有無について、網羅的に把握し、設置が必要な県有地については境界標柱を設置する必要がある。</p> <p>(2) 境界標柱に関する規程の制定について 境界標柱の設置が必要とされる土地について、その設置を徹底するため、境界標柱の設置に関する規程を制定することを検討する必要がある。 境界標柱の設置が特に困難もしくは不相当と認められる土地については、所定の手続きを経て境界標柱の設置を省略できる旨を規定することや、境界標柱を設置後も定期的にその存在を確認し、その存在が確認できなかった場合の再設置について規定することも検討する必要がある。</p>	<p>平成23年度末に策定した「みえ県有財産利活用方針」に基づき、今年度上半期に各課等による県有財産の自己点検を実施し、境界標柱の設置の有無についても確認を行いました。</p> <p>なお、境界標柱については、境界を示すプレート等や測量図面があれば境界確認の際に必ずしも必要でないケースがあることから、費用対効果も考慮し、公有財産規則の見直しを含め今後の対応を検討していきます。</p>

<p>互助会への行政財産の使用許可について</p>	<p>管財課 福利厚生課</p>	<p>① 行政財産の使用料免除について</p> <p>庁舎に自販機、売店を設置することで職員が得られる福利厚生については、県が直接外部の第三者に行政財産の使用許可を行う場合と、互助会に行政財産の使用許可を行い互助会が第三者に対して貸付を行う場合では、契約の主体が変わるのみで、福利厚生の受益者たる職員が受ける便益は変わることなく、地方公務員法第42条の目的は達成されるものと考えられる。</p> <p>県からの直接的な公費支出を廃止していることや、県税収入の減少等により逼迫している県の財政状況を鑑みれば、現行の互助会への行政財産の使用料免除について見直しを検討する必要がある。</p>	<p>地方公務員法第42条の趣旨に基づき互助会が設置され、その使用料は「行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例」第4条第4号の規定に該当するとして免除されています。今後はそれらの法律及び条例の趣旨や規定を踏まえ、使用料の取扱いについて検討していきます。</p>
---------------------------	----------------------	---	---

平成 24 年度 包括外部監査結果に対する対応方針（総務部関係）

テーマ・区分・内容	対応方針	備考
I. 包括外部監査の意見及び指摘		
1. 外部監査の結果－総括的意見－		
1. 公有財産台帳への登録もれ・誤りについて		
(1) 台帳登録に関する業務処理統制上の問題点		
① 登録もれ・誤りの防止体制の運用及び発見体制の整備の不備【意見】		
<p>担当者レベルでの登録誤りを防止する仕組みが有効に運用されておらず、また登録もれを発見する仕組みが不十分であるため、台帳登録の正確性や網羅性について責任を有する所管課等の長が決裁前にそれらを発見することは困難になっているものと考えられる。</p> <p>登録誤りの防止のためには、複数担当者による二重チェックを行うなどの適切な運用が必要であるとともに、登録もれを発見するためには、工事等の決裁に際して決裁項目の一つに台帳登録が必要か否かを追加することや、決裁もしくは工事に関する報告書と台帳との照合を行うなどの検討が必要である。</p> <p>また、管財課においては、各課等から送付されてくる登録データについて、取りまとめて承認している。これについては、たとえば各課等から登録データとともに関連書類を提出させ照合する、あるいは工事請負費（第 15 節）や公有財産購入費（第 17 節）といった歳出データとの間に重要な差異がないかチェックする、といった仕組みの検討が必要である。</p>	<p>財産を所管する所属において、公有財産に異動がある場合は複数人で二重チェックし所属での決裁の後、公有財産台帳への登録がされるよう周知徹底を図り的確な台帳管理に努めていきます。</p> <p>なお、管財課への異動報告があった場合は、公有財産台帳とその根拠となる関連書類の提出を求め、台帳記載事項を確認してから管財課で決裁を経て、公有財産管理システムにおいて承認を行っています。</p> <p>また、歳出データとのチェックに関しては、将来のシステム改修の際には、より確実性・正確性を持ったシステムとなるよう検討していきます。</p>	総務部
② 改修工事等の公有財産台帳の記入要領（ルール）の周知不足【意見】		
<p>改修工事等については「公有財産記入要領」において、100 万円未満の軽微な修繕を除き台帳登録する必要があるとされているが、これらの登録もれが各課等で見受けられた。その原因の一つとしては、担当者が一定の場合に改修工事等の登録が必要であることを認識していないことにある。</p> <p>公有財産台帳の管理責任を有する管財課の各課等に対する周知が不足していると考えられるため、管財課における各課等への周知を適時に行うことが望まれる。</p>	<p>公有財産規則や公有財産台帳の記入要領等を、人事異動のある年度初めや、事務が多くなる年度末などに、担当者会議や研修会などの機会をとらえて周知していきます。</p>	総務部

47



③	<p><b>速やかな異動登録の必要性【意見】</b></p> <p>施設（建物）の取壊しに際して公有財産台帳への登録もれが散見された。これは、年度中に施設（建物）の取壊しが行われた場合にも、台帳への異動登録は年度末に一括して実施することが多いため、年度末に異動登録を失念していることに起因するものと考えられる。</p> <p>公有財産規則第 35 条では、公有財産台帳の登録事項に異動が生じた場合においては、速やかに当該登録事項を登録した公有財産台帳の写しを管財課長に報告することになっており、取壊しが行われた都度、速やかに台帳登録を実施することが望まれる。</p>	<p>台帳記載事項に変更があった場合には、速やかな異動報告を行うよう、担当者会議や研修会などの機会をとらえ、各所属に周知徹底していきます。</p>	総務部
(2) 公有財産規則上の問題点【意見】			
	<p>公有財産の管理について、管財課としては、各課等が提出する台帳データは各課等が管理しているものであって、管財課はそれを取りまとめる責任を負っているのみという認識がある。各課等が所管する公有財産の用益管理、財務管理は第一義的には、所管する課等が負っていると考えられるが、(1) で述べたチェック体制の不備やルールの周知不足を解消し、県の公有財産全体をより適切に管理するためには、公有財産全般について管財課が財務管理についての責任を負うべきであると考えられ、必要であればその旨を明確とするよう公有財産規則の改正等を検討されたい。</p>	<p>個々の公有財産の台帳管理については、財産を日常的に管理し、状況を最もよく把握できる各課等で管理を行うことが効率的であると考えています。</p> <p>財産台帳に係るチェック体制の不備やルールの周知不足に係る指摘については、会議及び研修会等を通じて周知を図るなど運用面の改善で対応していきます。</p>	総務部
2. 公有財産台帳への登録ルールについて			
(1) 付随費用の反映【意見】			
	<p>公有財産規則第 31 条において、公有財産台帳に登録すべき価格は、購入に係るものは購入価格とされ、たとえば建物等の施設を建設した場合、工事請負費のみが購入価格と解され、台帳価格として登録されている。</p> <p>しかし、固定資産を取得した場合に台帳に登録すべき固定資産の取得価額には、該当する工事請負費のほか、その工事にかかる付随費用も含めることが適切である。</p> <p>付随費用とは、①取得のために直接要した費用（たとえば、引取運賃、荷役費、購入手数料、関税等）②事業の用に供するために直接要した費用（たとえば、搬入費、据付費、試運転費等）のことをいう。</p> <p>第 13 節（委託料）において支出される実施設計委託料や工事監理委託料も①に含まれるものと考えられるため、こうした項目について網羅的に固定資産本体工事価額に含めて計上する体制を整備することを検討されたい。</p> <p>また、取得にあたり発生した前所有者の移転費用に係る補償費についても、①に含まれるものとして含めるべきものであるため、これらを網羅的に把握して計上する体制を整備することも検討する必要がある。</p>	<p>公有財産規則第 31 条に、公有財産台帳に登録すべき価格については、購入に係るものは購入価格とし、建物は建築費を登録することとされています。</p> <p>付随費用を含めることについては、今後、新地方公会計への移行が必要となった場合に検討していきます。</p>	総務部

## (2) 資本的支出と収益的支出（修繕費）の区分【意見】

改修工事においては、従来の建物等の機能や耐用年数の向上をもたらす支出（資本的支出）が、当該機能を維持させるにとどまる支出（修繕費）の中に混在することがある。前者は資産計上すべきものであり、後者は費用計上すべきものである。

公有財産規則上は明示がないものの、「公有財産台帳記入要領」によって、建物及び工作物について、増築のほか修繕や模様替えを行った場合における台帳価格の取扱いを別途定めており、この中には、100万円以上の修繕や模様替えに係る工事費が含まれている。これは、取得後の公有財産にかかる支出について、こうした資本的支出による財産的価値の向上の実態を簡便的に公有財産価格に反映させようとする措置であると推測される。

ただし、その算出方法は、以下のように機械的に除却費の仮定を置くものであり、また算定過程が複雑でもあるため、各課等において十分に周知徹底されていない状況にあった。

増築等工事費 － （除却工事費＋除却古材費※）

※除却古材費＝除却工事費×10/100

なお、建物の延面積に増減がない場合で、台帳価格の一割未満かつ100万円未満の場合は記入を要しない。

これについては、算定範囲や算定方法のルールを再構築していくことが適切であると考えられる。

改修工事における公有財産台帳への登録ルールについては、公有財産規則に基づいてご指摘のとおり処理が行われています。今後は、算定方法をより理解しやすいものとなるよう検討を行っていきます。

総務部

## (3) 建設途上にある固定資産の登録体制の構築【意見】

たとえば、防災対策部における平成23年度の工事請負費の一つである「三重県防災通信ネットワーク更新工事（衛星系）：平成23年度支出額827,321千円」は、平成23年度から平成25年度までの3カ年計画で整備が行われる公有財産であるが、当該公有財産は工事完了となる平成25年度における公有財産台帳の登録を行う予定であり、平成23年度の公有財産台帳への登録はなされない。

しかし、新地方公会計制度の導入を前提とすると、公費の支出と公有財産の増加は一對のものとして認識される必要がある。また、これにより、登録もれ、誤りの防止により適切な財産金額の把握に資するといえる。よって、このような複数年に渡る工事請負費も支出毎に公有財産台帳等への登録を行う体制を整備することが適切である。

複数年にわたる建築工事については、公有財産台帳記入要領に基づき所有権移転（引渡し）時に台帳に登録しています。今後、新地方公会計への移行が必要となった場合に、建設途上にある固定資産の登録の方法について検討していきます。

総務部

(4) 不動産投資事業を活用した財産の管理【意見】

教育委員会事務局及び警察本部において、共済組合の不動産投資事業を活用した財産の取得がある。いわゆる投資不動産方式と言われるものであり、共済組合が建設した住宅等の施設を譲渡契約に基づいて県が管理・運営しながら、譲渡代金を割賦で支払う方式であり、当該施設の所有権は譲渡代金の支払が完了するまで共済組合が保有することになり、その所有権が県に移転するのは、譲渡代金の支払が完了したときである。

共済組合との譲渡契約による支払期間は14年から23年という長期間にわたるが、所有権が移転するまでは公有財産台帳又は教育財産台帳に登録されない現行のルールにおいては、当該施設はその間、公有財産台帳等に反映されていないことになる。

しかし、当該施設の維持修繕のための費用等は県の負担とされており、実質的に所有しているのと同じ状況にあると考えられる。

したがって、県においても所有権の移転はなくとも、実質的に県が所有しているといえる施設については、支払期間中であっても公有財産に準じて別途管理台帳を作成し、管理する必要があると考えられる。

共済組合が建設した住宅等については、県が行政上必要として借り受ける財産としての把握が必要であることから、従来の「借受財産にかかる管理の適正化について(通知)」(昭和48年4月5日付け管第58号)を廃止し、新たに、「借受財産の適正な管理について(通知)」(平成25年1月8日付け総務第09-126号)を各所属あて通知しました。

新通知において、借受財産台帳を整備することを義務付けるとともに、管財課長へ契約書の写しを添えて報告することとし、管財課において、的確な借受財産の状況把握が可能となります。

総務部

(5) 減価償却制度の構築による管理会計的手法の導入の検討【意見】

新地方公会計上必要となる固定資産管理と、現行制度上の公有財産管理を両立するにあたり課題の一つとなるのが、土地以外の償却資産に対する減価償却制度の適用である。減価償却とは、固定資産の取得原価を当該資産の耐用年数にわたり定期的に費用として配分する手続である。

現行では新地方公会計制度を導入した財務諸表を作成する段階に入っていないため、これを時期尚早と考える向きもあると思われるが、「利活用方針」にも定められているライフサイクルコストの平準化・縮減のための「県有施設適正保全計画(仮称)」を実際に活用可能なものとして策定するにあたっては、この減価償却制度を公有財産管理システム上において構築することが、施設のライフサイクルコストの分析やシミュレーションといった管理会計的手法の導入に関して極めて有効である点を強調しておきたい。

また、現状の公有財産台帳データにおける土地以外の償却資産について、公有財産の金額(「第2公有財産に関する概要」参照)は、減価償却が実施されておらず、過去の取得原価の積上げに過ぎないため、財産価値が過大に表示されているという問題もある。

県が保有している建物等の公有財産について耐用年数を決めるとともに、減価償却制度の導入を検討する必要がある。

建物等の減価償却制度の導入については、公有財産管理システムの大幅な改修が必要となるため、今後、新地方公会計制度への移行が必要となった場合に同時に検討していきます。

総務部

3. 普通財産の一元的管理体制の構築について

(1) 管財課の位置づけの見直しについて【意見】

管財課への移管がなされず、各課等所管のままとなっている普通財産については、利活用計画の対象物件となっている場合を除き、各所管課等と管財課との情報共有が図られず、管財課は当該普通財産についての十分な情報を持っていないため、処分等の方針策定が困難となり、結果的に普通財産が長期にわたり各課等の所管のまま滞留している場合がある。

そこで、未利用・低利用の普通財産を出来る限り各課等にとどまらせず、早期に長期的・全庁的な視点に立った利活用を検討する意思決定機関の議論の俎上に乗せる仕組みを構築することが必要であると考えられる。

普通財産の管理及び処分に係る情報を網羅的に把握するため、管財課に対して、各課等に対する権限を持たせるとともに、それらを一元的に管理する責任も負わせ、必要な情報を適時に吸い上げる体制を構築することを検討する必要がある。

普通財産については、工業団地用地等、政策的な目的に従い管理すべきものがあります。そうした案件以外の未利用資産については、有効活用を進めるため、平成23年度末に新たに策定した「みえ県有財産利活用方針」を基に、今年度から全庁的な「県有財産有効活用等推進会議」を設置し、県有財産の利活用を進めているところです。

総務部

(2) 未利用・低利用財産の機会費用の把握・分析と意思決定への組み込み【意見】

各課等が所管するものもあわせ未利用・低利用の各財産の機会費用（ある行動を選択することで失われる、他の選択肢を選んでいたら得られるであろう利益）を把握し、その影響を客観的に把握・分析する手法を「利活用方針」の意思決定に組込むことにより、未利用・低利用による機会費用が各財産において明示され、それらの利活用に向けた手続に優先順位をつけ、計画的かつ迅速に利活用に向けた検討が推進される可能性が高まると考えられる。

平成23年度末に新たに策定した「みえ県有財産利活用方針」を基に、今年度から全庁的な「県有財産有効活用等推進会議」及び作業部会により県有財産の利活用を進めています。

この新たな仕組みの中で課題を有する財産を抽出して、全庁的に利活用計画を決定し、県有財産の有効活用を進めていきます。

総務部

4. 公有財産の貸付又は使用許可に関する事務手続について

(1) 貸付に関する意思決定プロセスについて【意見】

公有財産の貸付が合理的に行われるためには、別途、全庁的な視点をもった部署による総合的な判断が求められるものと考えられる。無償又は減額貸付を行う判断にあたっては、実質的に無償又は減額貸付の意義があるものか否かを適切に判断するプロセスの強化が望まれる。

県有財産の貸付については、財産を所管する各課等の長が貸付後の利用目的を踏まえ無償等の判断を行っています。今後は財産の自己点検リストの充実を図る中で、例えば「県有財産有効活用等推進会議」の作業部会で報告を求める等、各部局が状況の変化を踏まえた的確な判断ができるよう対応していきます。

総務部

<p>(2) 自動販売機の設置場所（行政財産）の貸付対象の拡大について</p> <p>① 指定管理者や施設内の食堂、売店等が設置する自動販売機について【意見】</p>		
<p>それぞれの施設ごとに、たとえば次回の指定管理者の選定までに、指定管理者との協定あるいは施設の設置条例上の取扱いについて関係担当部署が協議し、自動販売機の設置が「施設の設置目的」に照らして指定管理業務に含まれるかどうか、指定管理業務に含める場合、指定管理料から適正な自動販売機収入が差引かれているかどうか、あるいは県が自動販売機の設置場所を直接貸付けるかどうかなど、指定管理者制度を導入している施設の自動販売機の設置に関して、その方針等を検討されたい。</p> <p>また、施設内の食堂、売店等が設置する自動販売機については、「性質上目的外使用の許可であり貸付の対象とできるものであるが、食堂、売店等の経営上の影響等を考慮し、一度に導入することが現実的でないと考えられたため、経過措置として設けられたもの」とのことである。よって、これらについては順次、貸付対象に含めていくことが、県の自主財源の確保の観点から望まれる。</p>	<p>指定管理者制度導入施設については、指定管理者と複数年等の契約を締結しているため、各契約の更新時にそれぞれの関係担当部署と検討を進めていきます。</p> <p>食堂・売店等については、貸付とした場合のメリット・デメリット等を踏まえ、関係部署と検討を進めていきます。</p>	総務部
<p>② 都市公園法により設置する自動販売機について【意見】</p>		
<p>県内にある3箇所の都市公園（鈴鹿青少年の森、大仏山公園、熊野灘レクリエーション都市公園）における自動販売機が合計で25台ある。これらについて対象外としている理由は、「都市公園を規制する都市公園法その他関連法令において、入札による設置料の決定が規定されていないためである」との説明を受けた。</p> <p>しかし、地方自治法第238条の4第2項第4号において定められた行政財産の貸付の導入の趣旨からすると、都市公園のみを当該制度の対象外とする合理的理由が見当たらない。また、他自治体に目を向けると、たとえば蒲郡市や東浦町において、都市公園における自動販売機設置の入札制度を既に導入していることが公表されている。</p> <p>よって、これも県の自主財源の確保の観点から、関係担当部署で協議したうえで、入札対象に含めていくことを検討されたい。</p>	<p>都市公園内設置の自動販売機については、関係法令や自動販売機設置済みの地方自治体の状況を確認のうえ、関係担当部署と検討を進めていきます。</p>	総務部
<p>5. 借地上の公有財産（施設）の登記について【結果】</p>		
<p>借地上の公有財産（施設）の登記について、管財課からは「登記を行った方が好ましい」という回答であったが、公有財産の保全という観点からはさらに一步進めて、賃借権の登記か建物の所有権登記のいずれかの登記を行うべきであると考えます。また、取扱要領等により登記すべき旨をルール化すべきである。</p>	<p>不動産登記法附則第9条により、国又は地方公共団体が所有する土地又は建物についての表示に関する登記の申請義務は免除されていますが、借地には種々のケースがあることから、それぞれの財産について登記の必要性を精査し、費用対効果も踏まえた上で、登記すべき案件についてのルール化を行う等、適切な対応方法について検討していきます。</p>	総務部

6. 境界標柱の設置に関して

(1) 境界標柱の設置の確認について【結果】

境界標柱の設置について、公有財産規則第 13 条では、「課等の長又は地域機関の長は、土地を取得したとき、又は土地の境界について変更があったときは、速やかに境界標柱を建設しなければならない」と規定している。

包括外部監査を実施するにあたり、公有財産所管部署に対して事前調査を実施し、上記の規定についての遵守状況を確認したところ、多くの部署から「現状は設置の有無を網羅的に把握していない」という回答であった。

境界標柱の設置の有無について、網羅的に把握し、設置が必要な県有地については境界標柱を設置する必要がある。

平成 23 年度末に策定した「みえ県有財産利活用方針」に基づき、今年度上半期に財産を所管する各課等による県有財産の自己点検を実施し、境界標柱の設置の有無についても確認を行いました。

なお、境界標柱については、境界を示すプレート等や測量図面があれば境界確認の際に必ずしも必要でないケースがあることから、費用対効果も考慮し、公有財産規則の見直しを含め今後の対応を検討していきます。

総務部

(2) 境界標柱に関する規程の制定について【意見】

県有地の境界を明確にし適正に県有財産を管理するため、県有財産となる土地を取得した場合及び県有地の境界に変更が生じた場合に、境界標柱の設置が必要とされる土地について、その設置を徹底するため、境界標柱の設置に関する規程を制定することを検討する必要がある。

現行の公有財産規則第 13 条においては、すべての県有地に境界標柱の設置を義務づけていると解されるが、境界標柱の設置が特に困難もしくは不相当と認められる土地については、所定の手続きを経て境界標柱の設置を省略できる旨を規定することや、境界標柱を設置後に経年変化によりその存在を確認できなくなったまま現在に至っている事例もあることから、境界標柱を設置後も定期的にその存在を確認し、その存在が確認できなかった場合の再設置について規定することも検討する必要がある。

境界標柱については、境界を示すプレート等や測量図面があれば境界確認の際に必ずしも必要でないケースがあることから、費用対効果も考慮し、公有財産規則の見直しを含め今後の対応を検討していきます。

総務部

I 総務部

1. 公有財産台帳の登録について

① 公有財産の異動登録について【結果】

普通財産であった旧職員公舎(城山)及び旧職員公舎(三田)については、平成 19 年度に建物を取壊し済みであり、旧職員公舎(尾鷲 14 号～20 号)敷地については、平成 23 年度に売却済みであったが、公有財産台帳に減少の異動登録がなされておらず、当該公有財産が公有財産台帳に記載されていた。

公有財産台帳の異動登録は、過不足なく行う必要があるため、処分を行った物件につき、上記第25条又は第27条で決裁を受けた書類と公有財産台帳を照合するなど、不備記載の再発防止策を検討されたい。

ご指摘の異動登録漏れについて公有財産台帳の修正を行いました。

公有財産の受け入れ・処分(売却・取り壊し)等の異動報告については、所属内での決裁に台帳登録の確認欄を設ける等のチェック機能の強化を既に行っています。

総務部

② 普通財産の区分について【結果】

職員公舎の多くは行政財産に区分されているが、職員公舎(島崎)のみ公有財産台帳上、普通財産に区分されていた。この点については、次のとおりの経緯による。

職員住宅は、当初、福利厚生施設の観点から、普通財産として管理していた。平成 13 年度にこれを見直し、職務執行上一定の場所に居住しなければならない職員に貸与する等、公共性の高い職員公舎として位置付けたことで、行政財産に分類替えを行った際、職員公舎(島崎)のみ、その手続きが漏れていた。

分類替えをする際には、現存する対象物件がすべて処理されているか、網羅性を確保するため、職員公舎全件が分類替えされているか、職員公舎のリストと公有財産台帳を照合するなど、不備記載の再発防止策を検討されたい。

ご指摘の島崎公舎については、本年度中に関係機関との手続を進め、公有財産台帳上の財産区分を普通財産から行政財産へ訂正します。

また、その他の職員公舎について登録内容の確認を行った結果、台帳の不備記載はありませんでした。

総務部

③ 台帳の登録金額について【結果】

平成 23 年度の工事請負費の執行額と公有財産台帳の登録金額の照合を行ったところ、津庁舎外壁等の改修工事について、差異が生じていた。これについては、平成 24 年 8 月 1 日付けで訂正の公有財産異動報告がなされている。

差異の発生は、県庁の組織変更による公有財産の所属換え等により業務が通常よりも繁忙になったことが一因でもあるが、公有財産異動報告書等と台帳との照合プロセスを導入し、各担当者による二重チェックを実施するなど、不備記載の再発防止策を検討されたい。

登録誤り(工事費等の按分額誤り)については、工事担当者との連携強化と関連書類の確認を確実にし、より適確な台帳管理に努めていきます。

総務部

	<p>④ 財産に関する内訳調書(個表)の記載方法について【意見】</p> <p>公有財産台帳上は、増加と減少の記録はそれぞれ適切に記録されているにもかかわらず、内訳調書において、増加減少が相殺され、すべて空欄で表示されているのは適切ではないため、財産ごとに増加減少のあったことが分かる表記の方法を検討されたい。</p>	<p>ご指摘の内訳調書については、毎年度の決算報告時に三重県会計規則に規定された「財産に関する調書」を作成するため、公有財産管理システムから出力される作業用の任意の資料です。様式を変更するためには規則の改正やシステムの改修費用が必要となることから、将来のシステム改修の際により活用しやすいものとなるよう検討をしていきます。</p>	<p>総務部</p>
	<p>⑤ 伊勢庁舎建設用地の買収に係る台帳登録について</p>		
	<p>7. 引渡し前に公有財産台帳に登録している点について【意見】</p>		
<p>55</p>	<p>当該土地の公有財産台帳への登録は、所有権移転登記が完了した平成 22 年度中において、当該時点で未払いである残額を含めた当該土地購入金額総額でなされている。これは、「公有財産台帳記入要領」において、購入に係る異動年月日を以下のように定めていることによる。</p> <p>「(前略) その所有権の得喪の日(契約上所有権移転の日を規定している場合にはその日とし、特に明記のないものについては実際に引渡しを受けた日(後略))」(「公有財産台帳記入要領」第 3 2(12) 7(7))</p> <p>しかしながら、当該土地を県が利用可能となる時期は引渡しを受けた時であり、実際に物件移転が完了し引渡しをなされ県として利用が可能になるのは平成 23 年度の土地引渡し時以降である。</p> <p>現行の「公有財産台帳記入要領」に則った処理ではあるため、今後においては、購入に係る異動年月日を、所有権移転と引渡しをともに完了した日とするなどの運用改善を検討されたい。</p>	<p>公有財産台帳の登録日については、公有財産台帳記入要領に基づき所有権移転登記をした日を登録しています。</p> <p>ご指摘の土地代金の未払い残額がある時点での土地引渡し日の登録の適否については、今後、他県の状況等を勘案しながら検討していきます。</p>	<p>総務部</p>
	<p>8. 台帳登録金額に移転補償費を加算していない点について【意見】</p>		
	<p>当該土地の公有財産台帳への登録金額は、土地購入金額(42,435 千円)のみであり、補償金総額(73,900 千円)のうち営業補償に係る分(1,869 千円)を除いた移転補償金額(72,031 千円)は加算されていない。</p> <p>台帳価格として登録すべき金額については、公有財産規則第 31 条において「購入に係るものは購入価格」との記載があり、「公有財産台帳記入要領」においては特段の記載がないため、現行制度上明らかに誤った取扱いとはいえませんが、当該用地買収において、この移転補償金額は土地取得のために必要な支出であると考えられることから、付随費用として加算することが望ましいため、移転補償費の取扱いについて検討されたい。</p>	<p>土地代金については、公有財産規則に基づき購入価格で登録しています。土地代金に移転補償費を加算すること等、付随費用の取り扱いについては、今後、新地方公会計制度の導入をする場合に検討していきます。</p>	<p>総務部</p>



2. 津市御殿場駐車場貸付地（旧県立大学職員公舎敷地）について

① 境界の確定について【意見】

当該土地については、隣地との境界が未確定のため、処分が進んでいない。  
平成 16 年に管財課が、隣地所有者に境界確定のための立会を申出ているが、隣地所有者が不在で実現しなかった。管財課としては、登記上の住所に赴く等連絡を取る努力をしているが、立会から 8 年経過した現在でも、隣地所有者と連絡を取ることができず、未だ状況に進展がない。近隣住民への聞き取り、隣地所有者訪問などにより、隣地所有者との連絡を取るよう努力し、境界確定を進められたい。  
そのうえで、当該土地は面積も小さく、隣地所有者の土地に挟まれた場所にあり、有効活用するのは難しい土地であるため、隣地所有者への譲渡を想定した処分等を検討されたい。

当該土地については、再度、近隣住民への聞き取り等により、隣地所有者の居所調査を行うとともに、当該財産の処分に向けた取組みを進めます。

総務部

3. 旧津南警察署について

① 土地の有効活用について【意見】

当該土地については、武道場の貸付により、その他の大部分の土地が利用されていない現状にあり、武道場の貸付が当該土地の売却等の妨げになっていると考えられる。  
また、更地部分について、貸付により有効活用を検討しているが、貸付が検討されるべき土地は、貸付時にその利用方法がある程度、想定可能な物件を対象にすべきであると考えられる。更地の貸付を行う場合、駐車場等の更地を前提とした利用方法になると想定されるが、本物件については視察を行った限り、近くに集客力のある施設も見当たらず、駐車場等としての利用可能性は乏しい状況にある。  
当該施設の土地は、市道に 3 方向で面しており、整形地であるため、市場価値は十分にあると考えられる。平成 24 年分の財産評価基準書に記載の路線価は 47 千円/㎡であり、単純に地積を乗じると 191 百万円という財産的価値を有する。このような利用価値のある土地を、放置しておくのは機会損失の観点から望ましくなく、有効活用を図られたい。  
また、県では、県有建築物の耐震化計画を定め、防災上重要な建物について耐震化工事を行っている。しかし、当該貸付対象物件の武道場の耐震化工事は行われていない。この点、管財課としては、津市に貸付を行っているため、建物の管理責任は契約上津市にあり、必要であれば津市で行うべきものと考えている。しかし、建物の所有権が県にある以上、県も管理責任を問われる可能性がある。  
こういったことを踏まえると、現在津市と締結している契約の見直しを検討する必要があるのではないかと考えられる。  
また、津市が平成 28 年度までに新たに体育館を建設し、武道場は体育館に機能を移す計画もあるとのことなので、武道場の代替施設を用意でき次第、一体での土地売却等有効活用を検討されたい。

当該財産（武道場部分）は津市と平成 27 年度末までの賃貸借契約を締結していますが、ご意見を踏まえ今後の利活用について検討していきます。

総務部

4. 旧職員公舎（大谷町）について

① 有効活用について【意見】

当該施設については、「みえ県有財産利活用方針」に記載されているような、隣地と一体での売却にこだわるのではなく、まずは有効活用することを検討すべきである。隣接者との調停が不調に終わった段階で、話し合いによる解決が見込めなくなっており、何らかのアクションを取る必要があったのではないかと。

したがって、今後は建物の取壊しを行ったうえでの、土地の有効活用についても検討されたい。

当該建物については、このままでは防犯上の観点からも問題があると考えられることから、予算が措置された段階で建物の解体に向けた調整を行い、その後土地の有効活用を検討していきます。

総務部

5. 互助会への行政財産の使用許可について

① 行政財産の使用料免除について【意見】

庁舎に自販機、売店を設置することで職員が得られる福利厚生については、県が直接外部の第三者に行政財産の使用許可を行う場合と、互助会に行政財産の使用許可を行い互助会が第三者に対して貸付を行う場合では、契約の主体が変わるのみで、福利厚生の受益者たる職員が受ける便益は変わることなく、地方公務員法第 42 条の目的は達成されるものと考えられる。

県からの直接的な公費支出を廃止していることや、県税収入の減少等により逼迫している県の財政状況を鑑みれば、現行の互助会への行政財産の使用料免除について見直しを検討する必要がある。

地方公務員法第 42 条の趣旨に基づき互助会が設置され、その使用料は「行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例」第 4 条第 4 号の規定に該当するとして免除されています。今後はそれらの法律及び条例の趣旨や規定を踏まえ、使用料の取扱いについて検討していきます。

総務部

## 5 審議会等の審議状況について

(平成24年11月20日～平成25年2月26日)

### (1) 三重県公益認定等審議会

1 審議会等の名称	三重県公益認定等審議会	
2 開催年月日	平成24年11月21日	平成24年12月5日
3 委員	会長 遠島 敏行 委員 澤田 博 ほか3名	会長 遠島 敏行 委員 名島 利喜 ほか3名
4 諮問事項	<p>移行認定申請に係る諮問 (答申3件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公益財団法人 三重北勢地域地場産業振興センター</li> <li>・公益財団法人 三重県下水道公社</li> <li>・公益財団法人 亀山市地域社会振興会</li> </ul> <p>移行認可申請に係る諮問 (答申8件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般社団法人 三重県危険物安全協会</li> <li>・一般社団法人 伊勢地区医師会</li> <li>・一般社団法人 紀南医師会</li> <li>・一般社団法人 伊賀医師会</li> <li>・一般社団法人 亀山医師会</li> <li>・一般社団法人 名賀医師会</li> <li>・一般財団法人 桑名市文化・スポーツ振興公社</li> <li>・一般社団法人 三重県安全運転管理協議会</li> </ul>	<p>移行認定申請に係る諮問 (答申3件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公益財団法人 三重県労働福祉協会</li> <li>・公益財団法人 四日市市文化まちづくり財団</li> <li>・公益財団法人 尾鷲文化振興会</li> </ul> <p>移行認可申請に係る諮問 (答申7件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般財団法人 三重県勤労者ゆとり創造基金協会</li> <li>・一般社団法人 東員町文化協会</li> <li>・一般財団法人 三重県遺族会</li> <li>・一般社団法人 三重県植物防疫協会</li> <li>・一般社団法人 三重県建設資材試験センター</li> <li>・一般財団法人 三重韓国教育会</li> <li>・一般社団法人 三重県自家用自動車協会</li> </ul>
5 調査審議結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移行認定申請があった法人は、公益認定の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。</li> <li>・ 移行認可申請があった法人は、一般認可の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移行認定申請があった法人は、公益認定の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。</li> <li>・ 移行認可申請があった法人は、一般認可の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。</li> </ul>
6 備考		

1 審議会 等の名称	三重県公益認定等審議会	
2 開催 年月日	平成24年12月19日	平成25年1月16日
3 委員	会長 遠島 敏行 委員 名島 利喜 ほか4名	会長 遠島 敏行 委員 名島 利喜 ほか2名
4 諮問 事項	<p>移行認定申請に係る諮問 (答申6件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公益財団法人 諸戸育英会</li> <li>・公益財団法人 四日市市学校給食協会</li> <li>・公益財団法人 津市社会教育振興会</li> <li>・公益社団法人 三重県私学振興会</li> <li>・公益社団法人 津青年会議所</li> <li>・公益社団法人 大杉谷登山センター</li> </ul> <p>移行認可申請に係る諮問 (答申6件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般財団法人 奥伊勢振興公社</li> <li>・一般財団法人 三重県職員互助会</li> <li>・一般財団法人 三重県市町職員互助会</li> <li>・一般財団法人 鳥羽市開発公社</li> <li>・一般財団法人 三重県武道振興会</li> <li>・一般財団法人 三重同工会</li> </ul>	<p>移行認定申請に係る諮問 (答申7件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公益社団法人 伊勢法人会</li> <li>・公益社団法人 桑名法人会</li> <li>・公益社団法人 四日市法人会</li> <li>・公益社団法人 津法人会</li> <li>・公益社団法人 松阪法人会</li> <li>・公益社団法人 鈴鹿法人会</li> <li>・公益財団法人 公人の丘墓地</li> </ul> <p>移行認可申請に係る諮問 (答申6件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般社団法人 三重県法人会連合会</li> <li>・一般社団法人 尾鷲法人会</li> <li>・一般社団法人 伊賀法人会</li> <li>・一般財団法人 伊勢市霊園公社</li> <li>・一般社団法人 三重県農協信用保証センター</li> <li>・一般財団法人 熊野市ふるさと振興公社</li> </ul>
5 調査審 議結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移行認定申請があった法人は、公益認定の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。</li> <li>・ 移行認可申請があった法人は、一般認可の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。</li> <li>・ 今後の諮問見込み案件について、意見交換を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移行認定申請があった法人は、公益認定の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。</li> <li>・ 移行認可申請があった法人は、一般認可の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。</li> </ul>
6 備考		

1 審議会等の名称	三重県公益認定等審議会	
2 開催年月日	平成25年1月30日	平成25年2月14日
3 委員	会長 遠島 敏行 委員 伊藤 庄吉 ほか2名	会長 遠島 敏行 委員 名島 利喜 ほか4名
4 諮問事項	<p>移行認定申請に係る諮問 (答申2件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公益社団法人 三重県観光連盟</li> <li>・公益財団法人 鈴鹿国際交流協会</li> </ul> <p>移行認可申請に係る諮問 (答申11件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般財団法人 伊勢伝統工芸保存協会</li> <li>・一般財団法人 三重県環境保全事業団</li> <li>・一般社団法人 四日市歯科医師会</li> <li>・一般社団法人 伊勢地区歯科医師会</li> <li>・一般社団法人 鈴鹿歯科医師会</li> <li>・一般社団法人 松阪地区歯科医師会</li> <li>・一般財団法人 三重県産業衛生協会</li> <li>・一般財団法人 鈴鹿市事業管理公社</li> <li>・一般社団法人 三重県タクシー協会</li> <li>・一般社団法人 下真手報徳社</li> <li>・一般財団法人 三重県公立学校職員互助会</li> </ul>	<p>移行認定申請に係る諮問 (答申1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公益社団法人 三重断酒新生会</li> </ul> <p>移行認可申請に係る諮問 (答申12件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般社団法人 三重県薬剤師会</li> <li>・一般社団法人 四日市薬剤師会</li> <li>・一般社団法人 松阪地区薬剤師会</li> <li>・一般社団法人 鈴鹿亀山薬剤師会</li> <li>・一般社団法人 伊賀薬剤師会</li> <li>・一般社団法人 津薬剤師会</li> <li>・一般社団法人 桑名地区薬剤師会</li> <li>・一般社団法人 三重県ビルメンテナンス協会</li> <li>・一般財団法人 伊勢志摩国立公園協会</li> <li>・一般社団法人 三重県畜産協会</li> <li>・一般社団法人 泊溜池保存会</li> <li>・一般社団法人 伊勢志摩労働者福祉協議会</li> </ul>
5 調査審議結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移行認定申請があった法人は、公益認定の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。</li> <li>・ 移行認可申請があった法人は、一般認可の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移行認定申請があった法人は、公益認定の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。</li> <li>・ 移行認可申請があった法人は、一般認可の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。</li> </ul>
6 備考		

1 審議会 等の名称	三重県公益認定等審議会	
2 開催 年月日	平成25年2月21日	
3 委員	会長 遠島 敏行 委員 名島 利喜 ほか4名	
4 諮問 事項	<p>移行認定申請に係る諮問 (答申1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公益社団法人 伊勢市観光協会</li> </ul> <p>移行認可申請に係る諮問 (答申8件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般財団法人 松阪スポーツ 振興研修センター</li> <li>・一般財団法人 三重地方自治 労働文化センター</li> <li>・一般社団法人 三重県技能士会</li> <li>・一般社団法人 元気クラブいなべ</li> <li>・一般財団法人 一志町ふれあいの森林 狼谷協会</li> <li>・一般社団法人 三重県測量設計業協会</li> <li>・一般財団法人 白寿会</li> <li>・一般財団法人 三重県交通安全協会</li> </ul>	
5 調査審 議結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移行認定申請があった法人は、公益認定の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。</li> <li>・ 移行認可申請があった法人は、一般認可の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。</li> </ul>	
6 備考	次回開催日：平成25年2月28日	